

第 1 3 7 回 臨 時 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(平 成 1 7 年 3 月 2 2 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 平成17年3月22日 午前10時00分開議
午後 6時20分閉会

○場 所 下北文化会館展示ホール

○出席委員（61人）

委員長	佐々木 肇	副委員長	服部 清三郎
委員	菊池 一郎	委員	富岡 幸夫
"	横垣 成年	"	川下 八十美
"	山本 留義	"	白井 二郎
"	村中 徹也	"	村川 壽司
"	小林 正	"	新谷 功
"	高田 正俊	"	石田 勝弘
"	鎌田 ちよ子	"	菊池 広志
"	野呂 泰喜	"	木村 亀治
"	川端 澄男	"	富岡 修
"	中村 正志	"	斉藤 孝昭
"	宮下 順一郎	"	赤松 功
"	本間 千佳子	"	坪田 智十司
"	福永 忠雄	"	工藤 孝夫
"	大澤 敬作	"	徳 誠
"	飛内 賢司	"	半田 義秋
"	牛滝 春夫	"	東 健而
"	坂井 一利	"	板井 磯美
"	松野 裕而	"	東谷 正司
"	東谷 良久	"	佐々木 隆徳
"	竹本 強	"	杉浦 守彦
"	柴田 峯生	"	杉浦 洋
"	佐藤 司	"	澤藤 一雄
"	千賀 武由	"	目時 睦男
"	田高 利美	"	濱田 栄子
"	堺 孝悦	"	菊池 清均
"	澤田 博文	"	柏谷 均

”	工 藤 清 四 郎	”	毛 馬 内 光 雄
”	慶 長 德 造	”	池 田 正 利
”	杉 本 清 記	”	久 保 田 昌 司
”	川 端 一 義		

○欠席委員（４人）

委 員	工 藤 直 義	委 員	田 澤 光 雄
”	立 石 政 男	”	千 船 司

○説明のため出席した者

市 助 収 入 教 育 公 営 企 業 管 理 者 總 務 部 長 總 務 部 理 事 企 画 部 長 民 生 部 長 民 生 部 理 事 保 健 福 祉 部 長 經 済 部 長 建 設 部 長 教 育 部 長 公 営 企 業 局 長 總 務 部 副 理 事 總 務 部 副 理 事 企 画 部 副 理 事 企 画 部 副 理 事 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 監 査 委 員 会 事 務 局 長 農 業 委 員 会 事 務 局 長 總 務 部 總 務 課 行 政 係 長 總 務 部 總 務 課 行 政 係 主 査	長 杉 山 肅 筆 實 三 一 純 水 悟 勉 介 一 剛 男 信 仁 美 雄 一 勝 重 久 一 一 三	杉 山 頭 中 杉 正 重 藤 加 邊 橋 向 晟 耕 正 幸 孝 博 忠 節 純 武 清 照 健 賢 敬
---	---	---

○事務局出席者

事務局長	藤田	修	次長	工藤	昭治
総括主幹	飛内	啓一	主幹	柳田	諭
庶務係長	古川	俊子	川内庁舎 総括主幹	駒木根	博
大畑庁舎 総括主幹	畑中	政勝	脇野沢庁舎 総括主幹	櫛引	恒久
脇野沢庁舎 主任主査	櫛引	道彦			

(午前10時00分 開議)

○委員長(佐々木 肇) ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は59人で定足数に達しております。ただちに本日の会議を開きます。

17日の委員会は、第6款農林水産業費の質疑の途中で延会いたしましたので、引き続き第6款農林水産業費の質疑を継続いたしますが、その前に保健福祉部長から答弁を保留しておりました件につきまして発言の申し入れがありますので、これを許可します。保健福祉部長。

○保健福祉部長(名久井耕一) 去る17日の当委員会におきます柴田委員のお尋ねに係る第3款民生費のうち第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費、40ページになりますけれども、これに関連します3点ほどの事業内容につきましてお答え申し上げたいと存じます。

まず1点目の成年後見制度支援事業費55万円でございますが、まず成年後見制度でございますけれども、これは判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者などの財産、生活を守るための制度でございます。身近に協力的な親戚あるいは費用負担ができないなどの理由で申し立てができない人に、市長申し立てによりまして公的に手を差し伸べる仕組みということでございます。この制度の利用に当たりまして、必要となる費用を負担することが困難な方に対して市が助成するものでございまして、当面は10件ほどの利用申請者経費の助成分を計上してございます。

次に、2点目の高齢者地域支援体制整備・評価事業費180万円でございますが、これは心配ごと相談所開設事業でございます。県からの4分の3ほどの補助をいただいて実施してございます。補助事業の関係から、このような名称の事業となっております。これは、社会福祉協議会への委託事業でございます。旧むつ市民集会所、現在シルバー人材センターが入居してございますけれども、その一室で土日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで相談員が常駐して対応しているものでございます。ほかにこの事業として毎月第3木曜日には、弁護士による法律相談を下北文化会館において実施しておりまして、年間この二つをあわせまして、約150件ほどの相談業務となっております。

それから、3点目の低所得者利用者負担軽減事業費、708万5,000円ほどでございますが、これはホームヘルパー、訪問介護ということですが、ホームヘルパーの利用者で低所得者への負担軽減のための助成制度でございますが、そのまず一つには、介護保険制度がスタートする前に既にホームヘルパーを利用している方に自己負担分の一部を助成するものと、もう一つに

は障害者で介護保険のスタートに関係なくホームヘルパーを利用している方にも、その一部を助成するという事業内容でございます。

以上でございますけれども、資料等の不備からお答えがおくれましたことをおわび申し上げます。以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 柴田委員、今の答弁でよろしゅうございますか。

（「了解」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで保健福祉部長の発言を終わります。

それでは、第6款農林水産業費の質疑を継続いたします。

質疑ありませんか。田高委員。

○委員（田高利美） 55ページの漁港施設整備費についてお伺いいたします。

水産物供給基盤整備事業費負担金、大畑漁港分で1,490万円あるのですけれども、これは大畑川の護岸工事のことだと思うのですけれども、漁業者の中には、何かいろいろ話を聞いていますと、予算が厳しいので途中で終わるのではないかというような心配している声も聞かれます。最初この事業の説明があったときは、たしか6年ぐらいの事業計画で進むという話だったので、今後のこの事業について、きちんと進んでいくのかどうか、予定をお伺いいたします。

さらに、中防波堤、導流堤なのですけれども、その工事も含めて今後の予定を、きちっと事業が進めていかれるのかどうか、お伺いいたします。

それともう一つ、アワビの稚貝放流について、大畑の方で100万円、1万5,000個の放流の補助金があるのですけれども、今まではたしか1万5,000個ではなくて、5万個とか、多いときには7万個ぐらいの放流をしていたわけで、それなりに漁業者の実入りになっていたと思うのです。厳しい予算だとは思っているのですけれども、この1万5,000個の100万円、もう少し予算的に何とかならないものかどうかお伺いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） まず、大畑漁港の整備に関する件でございますけれども、委員おっしゃったとおり、今年度は県が1億4,900万円を実施する事業のうちの地元負担分1,490万円を予算化しております。大畑町でこの漁港整備する際には、5年、6年スパンといったようなことも聞いておりますけれども、今、国の方の漁港整備につきまして、平成18年度で見直しをする時期だと伺っております。そうした情報を仕入れながら、平成17年度でむつ市全体の漁港整備の計画を見直しする際に考えていきたいと、このように思っています。

それから、アワビの稚貝放流の件でございます。今回は、100万円の予算

ということで、これは関根浜、脇野沢等々のアワビのための稚貝放流でございますけれども、この個数につきましては、予算の制約もあってこういう数になったということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 田高委員。

○委員（田高利美） アワビの方は、厳しい予算だということでわかります。漁港の整備の方なのでございますけれども、今の答弁で考えたいという話で、今後とまる可能性もあるということなのではないでしょうか、それともずっと続けてやって、前向きな考えでいられるのかどうか、その辺お伺いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） お答えいたします。

先ほども申したとおり、平成18年度で国の方の漁港整備に係る計画が新しくできるように聞いておりますので、漁港整備につきましては、非常に多大な経費もかかります。それで、旧むつ市にも、あるいは川内、大畑にもまだ完成港でないところもいっぱいございますので、全体の漁港整備計画の中で考えてまいりたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 田高委員。

○委員（田高利美） では、何とか今の工事が途中で終わらないように、前向きな方法で考えていってもらいたいと思います。

これで終わります。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。堺孝悦委員。

○委員（堺 孝悦） 今の田高委員の質疑にちょっと関連して、私もつい最近の事件なので、この際にお尋ねいたします。

漁港整備が大畑で進んでおります、これは確かです。漁港整備すると同時に汚泥の問題が発生しております。外港の近くに汚泥を露天に、いわゆる山盛りにしているわけです。住民から、その汚泥についてさっぱり説明がないと、雪解けと同時に側溝に流れ込み、あるいは環境問題的に非常に困る事態が起き始めています。そのうえで、どのように現状を承知しているか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 今、堺孝悦委員ご発言の内容は、承知はいたしておりますけれども、工事施工する際には、そういう環境問題にも意を用いるのは当然でございますので、そのような事態が生じないようにしたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 堺孝悦委員。

○委員（堺 孝悦） 担当部局から、環境問題について配慮するというところで

ご返事もいただきました。既に発生しかかっています。ぜひ大畑地区の外港に足を運んで、地域住民から事情聴取をして、どのような被害が想定されるかを調査すべきではないかと思いますが、どうですか。

○委員長（佐々木 肇） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） まず工事を発注されれば、そういった環境問題の気配りも工事仕様の中に入っておりますので、現地の調査をさせていただきます。

○委員長（佐々木 肇） 堺孝悦委員。

○委員（堺 孝悦） 多分大畑の地理については、そんなに熟知していないと思うので、ぜひ大畑庁舎の担当部局と連絡をして、住民はこういうのに非常に敏感ですから、ひとつ早急に調査をお願いしたいと。

これで終わります。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。坂井一利委員。

○委員（坂井一利） 54ページの2目水産振興費についてなのですが、陸奥湾の方に限定してお話しさせていただきます。

ご存じのように陸奥湾には、むつ地区、それから川内、脇野沢と東西に50キロぐらいの範囲で、また沖合は目視で可能な程度のスペースがあるわけなのです。去年旧川内町のナマコの生産で国の方から表彰を受けたわけなのですが、これは管理漁業の方で表彰されております。それで、わずかのスペースの中で生産しているわけですから、もう限られた資源であるわけなのです。そのスペースの中で生産者がどうしても管理漁業をやらなければだめだと。これは、旧川内町の担当職員等が漁協と相談しながら、何年かの経緯を見ながら、やっとなさある程度の道が見えてきたなという流れでやっているわけなのですが、この振興費には割とハードの面の方はのっていますけれども、ソフトの面の方でちょっと足りないのではないかなと。

といいますのは、旧川内町におきましては、ホタテ、ナマコ、今はアカガイ、その他いろいろな魚種がありますけれども、そういう形で3本立てで確立しようという流れでやっているわけなのです。ところが、漁業者の本質というのは、大漁の願望がずっとあるわけなのです。そういうわけで、なかなか管理漁業についての漁師個々の認識がちょっとまだまだ甘い点があるわけなのです。そういう流れの中で、どうしても漁師にいろんなもの、管理漁業について理解させるためには、先進地におけるそういうふうな確立されたところをどうしても案内して理解させなければだめだと。よりよくなるような形で安定した生産と安定した売上高を確立するよという形をつくるために、漁師を連れていかなければならないとするには、どこの項目にも旅費が

非常に少ないわけなのです。ですから、そういう意味でソフトの部門で勉強の機会を与えるためにも、もう少し旅費等を担当職員たちに与えてやりたいなというふうに私は考えておるわけなのです。だからその辺でひとつそういうことがわずかでも上乘せすることが可能かどうか、できるものはのせてもらいたいということと、もう一つは何年来それに携わってきた担当職員等をしばらくまだその管理漁業が確立するまでできるだけ動かさないようにしてもらいたいということと、この2点。

それと、もう一つ、どうもこのところずっと市長のやりとり見ておりました、第1次産業に対して造詣がちょっと薄いのではないかなというふうな印象を受けたものですから、むつ市においてどの辺の位置に第1次産業を市長としてはとらえていらっしゃるのか、ひとつお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（杉山 肅） 第1次産業は、地域産業の中の基本に据えられるべきであるし、県でも現在攻める第1次産業という言葉を使っておりますが、行政が手とり足とりして第1次産業を進めるわけにはいかぬのです。先進地を視察するには、漁業協同組合という漁業者自らの組織があります。その中でどういう漁業をやればいいのかということを考えてもらわなければならない。秋田県のハタハタが、3年間漁協の提唱によって休漁いたしました。そのことによって資源が回復いたしております。今のものに手を出して、今金にするということと同時に、養殖をやるということはそもそもほとんどが行政の仕事としてやってきておる。その我慢し切れなくてとり尽くしてしまうというようなことについては、漁民の方々が自ら考えなければならないテーマである。視察に行くから金出せということに対して、はい、そうですかというわけにはいきません。それは、自らが研究すべきことであります。

また、第1次産業を指導する行政の中の職員を、そこに固定しておくということもこれまた考えものであります。新しい分野でいろいろな知識を身につけ、技術を身につけることによって、新しい指導力がついてくるということも可能であります。人間は、成長し続けるものでありますから。したがって、そこに大事な人材がいるから大事にしていきましょうという考えも大事でありますけれども、同時にまた新しい研修の場に赴いてもらうということもまた必要であろうと、そう考えます。それぞれのいい部分をとりながら生かしていくというのが私どもがとるべき手法であろうと、そう考えるところであります。

○委員長（佐々木 肇） 坂井一利委員。

○委員（坂井一利） 今市長の方から答弁いただきましたけれども、お話を承

りますと、全く基本的な考え方としてはそのとおりだと思います。しかしながら、今まで管理漁業を育てるために努力してきた人間は、まだ緒についたばかりの段階において漁業者の方と結構相談しながら、協調しながら進めているわけなので、無理やり行政の方で押しつけるという形はとっていないわけなのです。お互いに助け合いながら漁業者の方も相談しながら、行政の方も相談しながらという形の方は、私はまだまだこの下北における漁業については、そういう面が必要でないかなと見ているわけなのです。私としては先ほど旅費というのは、これは漁業者の旅費ということではなくて、その担当者の旅費等を幾らかというふうな、漁業者は漁業者の方で旅費はもちろん準備するわけなのですけれども、わずかでも援助できないものかと、そういう形で先進地を視察するために、また漁業者よりも客観的に見れる要素が行政側の人間も持っているわけなので、その流れの中で何とかということなのですけれども、その辺、全然変わらないでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（杉山 肅） 川内のナマコというのは、もう4年たっているのです。その4年の間に行政に携わる者も漁業に携わっている方々も一緒になって相当な研修をして、その成果の上に立って今日の養殖が成功の道を今たどりつつあるわけです。その間に勉強されたことが生きているというふうに評価してよしいのだろうと私は考えているのです。これは、青森市の漁協で実施しているナマコの養殖よりも先を歩いているのです。成功をしつつあるわけです。これに対して毎年何らかの新しい技術的なもの、あるいは知恵といったようなものを入れていくことは当然必要です。3年間同じことをやって、同じ成果しか上がらないから、もうちょっと何か足そうかということは、これは必要なことなのです。ただ、それをやめるとは言っていないのです。つまり新しい技術、必要な場面も当然出てきますでしょうし、これは県が積極的に進めてきた事業でありますから、県にもそれなりの考え方があるわけです。そういうものと一体になって、さらなる振興策を講じるということをお否定するのではなくて、単に視察に行きたいからやれと、こういうことではないということだけを申し上げているわけであります。意見は同じだと思うのです。もっともっと成功させようではないかという気持ちは同じだと思うのです。そういう観点に立って新たな努力をしていきたいと思います、ということでもあります。

○委員長（佐々木 肇） 坂井一利委員。

○委員（坂井一利） 川内の場合は、今のナマコと先ほどお話しのようにホタテとトライアングルみたいな形で三つのもので、一つがちょっと調子が悪か

ったら一つの方でカバーできるような形というものをナマコからスタートしまして、次の段階に取り組むとかいろいろなものがあるわけなのです。すべてのものを完成させたいという流れですので、できましたら今、同じような考えだと思うとおっしゃいましたので、わずかでもソフトの方にも目を向けていただきたいという形で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。大澤委員。

○委員（大澤敬作） 第1次産業のうちの農業委員会の問題でお尋ねをしたいと思います。

7月には選挙がございます。その際に担当課に行って、定数の問題とか、そういうようなものは聞きました。けれども、合併になって、むつ、川内、大畑、脇野沢、この定数はどのようになりますか。

それから団体推薦がある。これはしかし議案と関係ない団体のことでもありますので、議会推薦は何名を予定しているのか、この点もお尋ねしておきたいと思います。

50ページの下段の方の米の農業振興に絡んでお尋ねをしたいのですが、今私どもの地域は4類地域なのです。つがるロマン1等米60キロで1万1,000円。等級が一つ下がるといって1,000円ずつ下がっていく。そして、さらにつがるロマン以外の品種は60キロ1万円です。これでは農業の振興、これはできないのは当然だと思います。旧川内町では主食である米の値段がこういう状況であります。あとの合併した地域はどのような、4類地域なのか、またそれより上がっているのか、この点もお尋ねしておきたいと思います。

52ページの、これは畜産の問題でお尋ねをしたいのですが、市の市有牛貸付事業というふうに説明がここにあるのです。私ども胸を張って言えるのは、野平の袈川地域、ここの黒毛和種は市場最高の値段がついている。これは、評価に値する重要課題だというふうに考えています、私は。それにレタスの栽培とか、あの高冷地の野平地区を利用すること、私は胸を張っていいのではないかという、そういう状況であります。市の牛貸し付けもいいでしょうけれども、そういう黒毛和種に最高の値段がついているという入札の状況を考えると、参考にすべき課題ではないかなというふうに思っていますので、この3点についてお答えを願いたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（平川健一） お答えをいたします。

全体の定数は22名でございます。旧むつ市と旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村の旧4市町村の定数の決め方ということになりますと、法律においては3段階あります。20人以下、30人以下、40人以下というふうに3段階ありま

すが、旧4市町村の農地面積、基準農業者数とその真ん中の30人以下に該当いたします。合併協議会においていろいろ協議した結果、県内の類似市の数字、十和田でございますが、22名ということになっておりますので、その22名をとりました。

それから、議会の推薦でございますが、4名でございます。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） まず、1点の袈川地区に見習って黒毛和種を導入したらということでございますけれども、先ほど52ページでご指摘のあった市有牛貸付事業費120万円につきましては、黒毛和種60万円のものを2頭導入ということで備品購入費に積算をしております。

それから、野平地区のレタス、あるいはアスパラガス等々、事業が盛んに行われていまして、非常に高原野菜として名をなしている地区でございます。そういう一生懸命に頑張っておられる地区につきましては、補助金という形で支援をさせていただいております。

米につきましてはですけれども、委員ご承知のとおり、国の方では昨年4月から、今まで30年以上にもわたって実施されてきました減反政策から脱却しまして、担い手中心のいわゆる生産者、農業者を主役とした消費者重視、それから市場重視への転換を図っております。その図るために、需給の方式が従来の転作面積の配分から米の生産数量の配分へと、そういう方式に大きく変わりました。つまりつくらない面積の配分ではなくて、そういう方式からつくる数量の配分というふうに米改革が実施されております。そういう意味から、消費者を重視する米については、当然市場でもって評価されますので、高くなるものと、そのように判断します。

○委員長（佐々木 肇） 大澤委員。

○委員（大澤敬作） 農業の振興あるいは農業委員会の農地の売買、地目変更、それらを考えるということ、非常にこの人数では至難のわざだということふうに考えます。そう私が考えても、そういうふうに決まっているということであれば、その点については少ないということ、ただ意見を述べさせていただきたい。

それから、米の値段の問題については、これはつくることを中心と、こう言ってみても、採算がとれないとつくれない。4類地域というようなのは一番低い方だと農業委員会でも農協でも、そういう説明をされたのですけれども、その各旧市町村の地域の米の買い上げについて4類地域なのか、3類なのか、どこが3類なのか、そういう点についてお答えを願いたいなと、その

ようにお尋ねしたのですけれども、そこが答弁になっていませんので、お答えを願いたい。

○委員長（佐々木 肇） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 今、米の等級が3類か4類かということでございますけれども、今市長から聞いたら、全部下北は4類だそうです。それで、米の生産するような配分等々の業務につきましては、農協を中心にやっておりますので、今議員が言われたご意見等々を農協の方にも十分伝えたいと、このように思います。

○委員長（佐々木 肇） 大澤委員。

○委員（大澤敬作） 第1次産業の立場からいくと、漫然としてはいられない、下北全部が4類地域だということであれば。米を販売しているところに行くというと、そんなものではないです。そういうことをどのように今後指導されるのか、最後に農業振興のためにどのような考えを持っているのか、その点を今の状態と販売の価格と、つくる方の農家の立場からいって対応策がないのかどうか、その点をお伺いしておきたいと思えます。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（杉山 肅） 米の値段は、要するに入札で決まっています。何年前までですか、政府が買い上げ米というのを廃止したのは。つまり売れる米は高くなるし、売れない米は自然に安くなっていく、こういうことであって、農家の収入を保障するシステムが壊れてしまっているのです。ですから、行政がどのような手当てをするかということは、今やもうあり得ない話なのです。これまでは、作付を減らせば奨励金を出してきました。その奨励金も減ってきました。米をつくりたい、いい米つくれる人はつくってくださいという時代なのです。ですから、かつての政府買い入れ米のような価格保証はないということにまず認識を変えなければならぬわけでありませう。農協も、減反の割り当てをする作業から、最近はまだ多少米をつくらなければお金を配る役ですよというふうに農協の仕事も変わってきました。農協は、どっちかということ、米をつくらせるよりは売の方が楽だということになってきているわけです。食糧用の米として農協が売っている方が今は多くなっているわけです。その売る米の手数料で農協は飯を食っているという状況であります。

くどいことをしつこく申し上げているような気がいたしますけれども、そういうかつての政府買い入れ米のような体制は今やないのだということにご認識をいただきたいと存じます。

○委員長（佐々木 肇） 大澤委員、手短かに。

○委員（大澤敬作） 意見だけ。売れる米ということになると、4類地域ではあきたこまちがこの辺で一番おいしいということになっているのだけれども、作付はそういう品種になっていないの。だから、今の市長の答弁については納得はいかないなというふうにご意見を申し上げて終わります。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。杉浦守彦委員。

○委員（杉浦守彦） 52ページと、補助金等関係資料の16ページですけれども、むつ市脇野沢農業振興公社に対してひとつご意見を伺います。

市長は、先般できるだけ地域の意見を反映して、もう予算書はこうしたと言われまして、本当にこれはありがたいことだなと、そう思っております。そういう状況の中において、脇野沢の予算の中に脇野沢の議員が質問するというのはちょっとおかしいと思うかもしれませんがけれども、やはり最低でも報酬をもらっているのだから、このくらいのことは聞いてきてくれと、ただ行ってくるのなら情けないのではないかなと私の支持者にも言われまして、このようなことだけは聞いてきてくださいと言われまして、私もある程度調べて今お尋ねいたします。

公社そのものは、毎年2,000万円近くの補正をもらいながら運営しております。そういう状況の中、このたび役場を退職しまして公社へ専務理事という立場で、4月1日からか、採用される方がいます。前の人員配置でも赤字で村の財源をつぎ込んでいるのに、今改めてなぜ専務理事を置かなければならないのか。ここを見ますと、管理事業費738万5,000円、これらのものにその人件費などが含まれているのか、何を目的に専務理事を置かなければならないのか、ひとつそこら辺のところをお伺いしたいと。

それから、これはむつ市はどうなのかわかりませんが、今まで旧脇野沢村ではいのししの館は村の財産なのです。そこに公社が入っていると。入って物を販売すると。これは、農地保全管理事業も同じなのですけれども、物を管理してもらって、そこで売ったものは公社に入ると。そしてそのほかに管理委託料330万円、それから農地保全管理事業190万円。これらのものは、私は民間の個人の考え方だと考えられないのです。貸したならば、そこで公社が管理するのがあって、借りてくださいと、そのほかに管理料を330万円も払いますというのちょっと腑に落ちないのです。旧脇野沢村の場合は、それで済んだかもしれませんが、今度新むつ市になりましたので、それらのものに対してどう考えているのか、2点ほどお伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（杉山 肅） 旧脇野沢村のイノブタでありますけれども、イノブタについては村おこしをするための起爆剤という形で旧村の方針として取り入れ

られ、議会もこれを支持して今日までやってきているものであります。簡単な引き継ぎはやりました。完全な赤字です。さらに赤字がふえます。これだけははっきりしております。しかし、旧脇野沢村が村の伝統をもっと盛り上げようという考え方で取り上げてきた事業でありますから、私も合併に際して、それぞれの既存の自治体がやってきた仕事は大事にしようという考え方で合併協議会も進めてまいりましたから、これを受け継ぎました。しかし、新年度が始まったら、この見直しをし、どういうぐあいに手を加えなければならないかは考えなければならぬと思っております。まだ合併して1週間。この中でもうちの経済部の中の農林畜産課長は、帳簿を見ても見方がわからぬと言っていました。私は、8年間銀行におりまして、帳簿の見方はある程度知っています。完全な村の持ち出しであるということだけははっきりしています。ただし、地区に活力をもたらす赤字であるなら、これはこれで継続しなければならぬだろうと、そういう考えを持ちながら帳簿を見ております。この後も議会の各位とご相談をしながら、仕事を取り組んでいかなければならないと思っております。

○委員長（佐々木 肇） 杉浦守彦委員、答弁漏れがあったら指摘してください。

○委員（杉浦守彦） 委託料というのはどうなのか。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（杉山 肅） つまりこの事業は、スタートした時点から旧村が金を出すという前提で進めているわけでありまして。事業そのものの単体で見ますと、必ず旧村が持ち出しになる。これに伴って、この事業をやることによって、村に観光客が入ってくる、そういう方々に観光の楽しみの一つとしてイノブタを食べてもらう。しかし、そのついでに村の中のいろんなものを見ていたり、あるいはお金を使ってくださることを期待して始めた事業である、そういう認識を私は持っております。ですから、旧村が金を出しているのは、この事業をスタートする時点も今日も、考え方としては同じだろうという思いをいたしております。しかし、今後はこの事業をどのようにすればいいのかを議会の皆様方と相談をしながら進めなければならぬだろうと、そう思っておるということを申し上げたところであります。

○委員長（佐々木 肇） 杉浦守彦委員。

○委員（杉浦守彦） 完全に持ち出しということは私たちも知っております。しかしながら、中身は実際は何もわからないと。市長が言うように、帳簿見てもわからない、我々も地元でいながら、そここのところは国外なのです。ですから、何が何だか実際はわからない状況の中で、結構イノシシは売れてい

るのです。その中において、今の専務理事を置かなければならないとなると、また（赤字が）ふえるだろうと。何もならないのではないかなと、私ら地元としてそう感じるということなのです。役場を退職する、そちらへ行きました。そんなことがまかり通る、そこがまた赤字だから補正していくのだというのであれば、幾ら特別職の給料を、市長たちは下げた、私はそれは結構だと思うのです。だけれども、あるところで下げて、あるところではざるに水くんでいるようであれば、意味がないのではないかなと、そう思うのです。ですから、ざるに水くまないように、特別職たちが下げた報酬、下げた分は、やはり生きたものにしなければ私はだめだと思うのです。そこら辺のところは、脇野沢の議員だからこそ聞けるのであって、他の議員は聞けないだろうと思うのです。そこら辺のところを考慮して、今後やはり減らした分は生かし、後の分は抑えながらやはり経営をしていくのだというふうな感覚を持たなければ、いつまでたっても赤字がふえるということになると思うのですけれども、市長、どうですか。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（杉山 肅） これは、合併前に旧村が営んでいた事業を引き継ぎました。私は素直に引き継ぎました。新年度の予算にも計上しています。ただし、数字を私見ればわかるのです、わかったのです。大体4,000万円の赤字なのです。それはわかっているのです。私が数字見てわからぬと言っているのではないのです。うちの農林畜産課長は、数字見てもわからぬと言っているのです。わからぬでしょう、多分、役所の会計と違うのです。複式会計になっているだけの話なのです。数字はこっちとこっちに両方あるだけの話なのです。見れば同じ数字になっているのです。中身もちゃんとわかりました、私は、5分間見まして。この状態は、旧村の経済にプラスになっているかどうかという点も考えました。それから、今の専務を置くという提案も、これも合併協議会の後の市町村長会議で協議として出てきて、それを受けました。だけれども、それはそれでいいということでは決してないと思います。いろんな議論をしてもらわなければならぬでしょう。脇野沢の方々が疑問に思っただけならしゃるのであれば、合併したほかの旧町村の方ももっと真剣に考えるかもしれないです。今度は予算が一本なのです。1市2町1村の分が一本の予算になったのです。この中にこういうものもあるではないかというご指摘をいただくこともあるでしょう、多分。今までより強いご批判があるかもしれない。そういう前提で、私は今、物を考えながらこの事業にもメスを入れる時代が来ているというように考えております。

○委員長（佐々木 肇） 杉浦守彦委員。

○委員（杉浦守彦） 私らも、せっかく川瀬前組合長が二十何年前にあちこち走り回りながら村おこしのためにイノシシを、北海道を初め県内外でも、青森脇野沢が一番先にイノシシを飼育し、そして村おこしを手がけたものですので、できるならばやはり経営をはっきりしたものにしながら継続してもらいたいと。そのためには、我々も幾らでも協力しながらやりますので、ひとつ市長、今後ともイノシシ、村おこしのものは継続してお願いいたします。

これで終わります。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。千賀委員。

○委員（千賀武由） 50ページの農業振興費の関係ですけれども、農業振興費の中の農協経営基盤強化総合対策事業費補助金についてお聞きしたいと思います。

これは、確認の意味でお聞きいたします。この事業はいわゆるはまなす農協の支援補助金と思いますが、大畑の場合は支援額が1,771万1,000円、単年度支払いが196万8,000円で、助成期間が平成10年度から平成18年度までの9年間と私は記憶をしているところでございますが、84ページの債務負担行為の表を見ますと、当該年度以降の期間が平成21年度までとなっております。今後の支出額393万5,000円、これを単年度支払い196万8,000円で支払いますと、たしか平成18年度で終了すると思いますが、これは助成期間の、あるいは助成金額の変更になったものか、あるいは印刷のミスなものか確認をしたいと思いますので、お聞きいたします。

○委員長（佐々木 肇） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） お答えいたします。

50ページの農協経営基盤強化総合対策事業費補助金でございますが、今委員おっしゃったとおり、平成10年度から実施しております農協の負債整理に係る分で、合併前の下北農協分275万2,000円、それから脇野沢農協分790万円でございます。

それから、債務負担行為を組んでおりますけれども、その額が変わったのではないかとということでございます。下北農協分が当初は1億543万8,138円のを、下北農協分が相当頑張られたのでしょうか、負担額をその後、変更をいたしております。その負担額を8,476万3,268円というふうに変更したために債務負担行為の額も変わったと思います。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 千賀委員。

○委員（千賀武由） そうすれば、これは平成17年度から平成21年度まで393万5,000円は、平成21年度までとなるわけですね。後でまた部長に聞きたい

と思います。わかりました。

それでは、農協については、今後も経営基盤強化を図り、地域農業の活性化と農業経営の安定確保に努めることをお願いいたします。ありがとうございます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。新谷委員。

○委員（新谷 功） 委託費についてお伺いしたいと思います。平成17年度のむつ市の一般会計全般についてお伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 第6款。

○委員（新谷 功） いや、全体についての委託費について。

委託費についてでございますが、旧むつ市の平成15年度の決算における委託費は10億6,300万円だと思いますけれども、今年度の新むつ市の場合は幾らになるか、私はまだ計算はしておらなかったのですけれども、その点について、もしこれは所管が総務部長だと思いますけれども、わかっていればお聞きしたいと思います。

また、この委託費についてずっと見てまいりますと、随分過去ずっと調べてみたら、私なりに考えてみれば、必要でない部分も、もう既にそうしなくてもいいように見受けられる部分があるのですけれども、私この委託費については、精査できるものであれば精査して、必要でない部分は考えていかなばならないのではないかなという思いを持っておるわけでございます。

例えば一つの例を申し上げますと、水質検査等々におきましても、過去においては、その当時においては10カ所あるいは15カ所の水質検査をしなければならぬというところもあるのですけれども、その後の経過によって、それが5カ所とか6カ所に減ずることも可能であるようなことも考えられますので、そういう点等々についてお伺いしておきたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 新谷委員、今第6款の農林水産業費の全体の委託費で質問されていると思うので、逸脱しないようにして。第6款だけの委託費というふうなことで。

○委員（新谷 功） いや、委員長、それに関連して全体の……

○委員長（佐々木 肇） いや、第6款の農林水産業費を今質疑しているわけですから、だから第6款の委託費で質問しないと……

○委員（新谷 功） そのとおりなのですけれども、私冒頭にそれもしゃべって、平成17年度についての委託費についてもお伺いしたいと。

○委員長（佐々木 肇） それは会議になじまないとは私は思うのだけれども……答弁させます。総務部長、答弁できる範囲でしてください。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

委託料の全額につきましては、まだ把握してございません。必要であれば、後ほど集計いたしまして配布いたしたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 新谷委員。

○委員（新谷 功） もう一点お聞きしておきたいと思います。

この平成17年度の新しいむつ市の委託費は、この予算を見ればわかるのですけれども、例えばこの予算の中から平成17年度のむつ市だけの委託費を見て出すとすれば、幾らぐらいでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

そういう分類は、ちょっと不可能でございます。

○委員長（佐々木 肇） 新谷委員。

○委員（新谷 功） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで第6款農林水産業費についての質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長（佐々木 肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第7款商工費について概要説明を求めます。経済部長。

○経済部長（森 正剛） それでは、第7款商工費をご説明申し上げます。

1目商工総務費でございますけれども、これは商工観光課職員の人件費が主なものでございます。

2目商工振興費であります。地域経済の振興を図るための商工団体への補助金、市内中小企業の経営安定のための保証融資制度に係る経費でございます。

3目観光費でございますが、観光物産の振興に要する経費でありまして、主なものは下北観光協議会、観光協会、物産協会などへの補助金、それから観光物産館、イベント広場の管理運営及び野平高原交流センターほか編入前の旧3町村の観光施設の管理運営に要する委託料でございます。

4目消費者行政推進費は、消費者意識の啓蒙啓発及び消費者保護を目的として設置されましたむつ市消費者の会及びみんなの消費生活展実行委員会への補助金が主なものでございます。

5目産業振興拠点施設管理費であります。当該施設は平成17年11月に完成予定となっておりますので、それ以降の平成18年4月オープンに向けての準備期間4カ月の施設管理費を見込んでおります。

6目産業振興拠点施設整備費でございますが、これは2カ年の継続費を設定した建築工事、電気設備工事、給配水衛生設備工事ほかの工事費と今年度発注する外構工事費、それから管理業務委託料、それから展示パネル、机等の施設内必要な備品購入に要する経費でございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。半田委員。

○委員（半田義秋） 56ページの商工振興費についてお尋ねします。

私は、川内町商工会を預かっている者ですけれども、下北郡下の商工会は、今非常に経営が厳しいのです。というのは、県、それから市町村の補助金の削減、会員の減少で会費が不足しております。それから、商工会の収入は会費と、それから手数料、これは税金の手数料です。それから、事務委託、これはライオンズクラブとか青色申告会とかもろもろの事務委託をして、それでやりくりをしているわけですが、軒並み商工会は20%の補助金削減ということで、例えば旧川内町でも昨年度は145万円もあったのが、ことしは百十幾らということで、30万円ぐらいの減額です。それで、川内のみならず脇野沢、大畑、非常に経営が苦しいわけですが、これについてこれからずっと減額していくつもりですか、それとも今年度だけでしょうか。それをひとつお聞きしたいと思っております。

それから、もう一点、むつたばこ販売協同組合補助金が、また32万円とことしも減額になりましたけれども、市長、新市のたばこ税は約6億円です。その1%と言わず0.1%でも60万円になるわけですが、そのたかだか0.1%でも還元する気はないでしょうか。この2点お尋ねします。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（杉山 肅） 合併協議会の中で商工会等の合併ということも議題にしようとしたしました。しかし、ご承知のように、これは1市4町4村の合併から今日のような1市2町1村の規模に合併が縮小されましたので、難しい合併論議を必要とするものについては、合併について協議をしないことにしたわけでありまして。しかし、我々のひらがなの市、町でつくっております協議会というのがございますが、宮崎県にえびの市というのがございます。人口3万4,000人ぐらいです。商工会四つあるのです。合併して15年たっても、まだ四つあるのです。ことしの予算、200万円とか300万円のレベルですが、

えびの市の場合は大体1,000万円レベルです。同じような事業をやっているのです。当時の市長が、ぜひ合併させたいと何ぼ頑張っても合併しないのです。ですから、これは補助金をふやすのか減らすのかという議論より前に、どうか合併してくださいという議論にしてほしいのです。商工会議所、商工会が一つになってやっていただきたいという、そういう思いの方が強いのです。と申しますのは、今度は旧という言葉は今臨時会からは、旧ではなくて新むつ市一本で物を考えるという時代に入らざるを得なくなってくる。旧町、旧村の商工会の考え方を尊重はしなければなりませんけれども、できればそれを一本化して一緒に物を考えていただきたいというふうになっていくと言わざるを得ません。ですから、ことし減らしたけれども、来年どうかというご質問には、できれば来年度予算を組む前に統合してほしいと、こういう願いを申し上げておきたいと思えます。

次に、たばこ組合に対する助成金でありますけれども、これは諸助成金を一律カットいたしております。特定の団体だけカットしたのではございません。予算全体が圧縮されていかなければならない状況の中で、たばこ組合に対しても減らしているということでありますので、そのようなことをご理解を願いたいと思えます。

○委員長（佐々木 肇） 半田委員。

○委員（半田義秋） 市長、いわき市、これも平仮名ですので、いわき市も、あそこは3市5町4村で40年前に合併しました。それでもまだなおかつ商工会は五つあるのです。そのくらい商工会は合併しづらいというのは、会議所というのは、例えば中企業を私は対象としていると思っているのです。商工会は、小企業、小規模企業の業者の組合ですので、どうも相入れない部分が多いのです。だから20年たっても40年たっても合併はできないのです。それだけ商人、昔から士農工商と、商人は昔から非常に政府から虐げられてきました。というのは、そんなに予算はつけてもらえないのです、1次産業と比べて。なぜかというと、商人は金あるのだから、自分たちでやったらいいのではないかという昔からの政府の考えがありまして、地方自治体にもその影響がありまして、どうしても商人には1次産業、農林水産業と比べて補助金が少ないし、そのためにこういう団体は非常に困るのです。だから、市長から、合併すぐ合併しろと言われても、ちょっと私は疑問に感じますので、ここで即答はできません。ですから市長はどうか来年度も、最低限度ことしの予算で私はやっていきたいと思っています。

それから、もう一つ、たばこ組合はたばこを販売して、その税収を市が6億円もちょうだいしているのですから、やっぱり販売する方でも今、組合費

が大変ですので、せめて0.1%、1%でなくて0.1%です。大体五、六十万円の補助金をそのままに、前年度と同じぐらいにしてもらわなければ組合もやっていけないという話でしたので、私はあえてここで質問しました。それについて答弁をお願いします。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（杉山 肅） 私も3年前まで、たばこ小売人でした。たばこ税というのは、これは非常に地方自治体にとってはありがたい。何もしなくてもいい、税だけは入ってくる。前は、50万円出しておりました。それをその年年の財政構造の苦しさから、減らして減らして今日のようになっているという状況であります。

実は、私もたばこ組合の役員でもあったのです。実質的には組合長を決めてきた立場でもあるのです。蛸島組合長にしたときはやめていましたけれども。そういう流れの中で、最近は事業も圧縮しているのです。そういう状況の中で、では今まで必要な事業をやったから金が必要だったのか、圧縮しても別段困らない事業だったのではないのか、こういう考え方もなきにしもあらずでございます。議論ですから、いろんな立場から、いろんな角度の議論が出てきます。そのあたりお互いに検討し合っていかなければならないだろうと、そう思っております。

土農工商と言いますけれども、実際に徳川幕府をつぶしたのは商なのです。これは、年貢という制度を幕府が次々になし崩しにしていった。通貨を主流にする経済を成立させた。その中で諸大名が札差から金借りて、金借りておかしくなっていくって藩財政がおかしくなっていく。幕府自体もおかしくなっていく。商というのは、本来力のある存在なのです。土農工商と卑しめたのではないのです。卑しめているうちに大きくなられてしまったのです。

そういうことを考えますと、商工業者、今の状態は本店法の改正から今の状況が生まれてきています。そういう中で、商工会あるいは商工会議所の存在のありようというものを改めて原点に返って考え直す必要があるのではないのでしょうか。地域の経済を考えるとということから商工会があるとすれば、合併して新しいまちが誕生した中で、商工会が新しい経済を考える立場をとっていただけないものかと、こう申し上げたいところであります。ただ、これまでどちらかということ、地域経済を活性化するという、選挙に出るとき一番言いやすいキャッチフレーズです。そのために商工会等に補助金を出してきているという面も否定できないと思うのです。そうしますと、本当の意味での商工業者が力をつけるというのはどういうことなのだろうかと考えていただきますと、今商工会の合併ということもまた選択肢の一つになっていく

のではないだろうか。いわき市の場合は、もうこれは抜きがたい状況になってしまっておりまして、今さら合併なんていう論議を出したら、市長の首が吹っ飛ぶくらいの問題です。でも、我々は今なったばかりです。この中で沈着冷静に物を判断する必要があるのではないかと、そう思っております。

○委員長（佐々木 肇） 半田委員。

○委員（半田義秋） 市長は、幕府を倒したのは商人だと言うけれども、それは昔の江戸時代の商人は力がありました。でも、今の商人は力がありません。大企業は確かに力があるけれども、我々中小企業は力がないのです、この不景気に。あの景気のときはどうだったかはわかりませんが、ひとつ市長、その点を踏まえて、合併なんてそういう先走った考えをまだちょっと当分の間捨ててください。よろしく願いいたします。

以上。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。杉浦守彦委員。

○委員（杉浦守彦） 57ページのリフレッシュセンターと、それから夢の平成号ですけれども、夢の平成号の方は、いつも旧脇野沢村でも私は質問するのですけれども、この雇用問題はどのようになっているのかと。船長と、それからもう一人頼むのですけれども、4月から10月までという運航の契約ではなっているのですけれども、実際もう4月、5月は海が荒れると運航しない日が多いし、また9月、10月はもう何日も運航しないと。その間においても、ちょっとしければ動かないというふうな状況の中において、年間7カ月になりますけれども、その雇用は、ただその船を動かすだけの雇用になるのか、それとも1カ月幾らでむつ市の臨時職員になるのか。今までですと船の運航だけで、あとはもうしければ自分の仕事をしてよしと。でも給料も結構高いのです。そういう状況の中において、今後もそのような船が動かないときは、もう何してもいいのだというふうな給料体系に、雇用関係にあるのか、そこら辺のところをひとつお願いします。

それから、もう一つ、リフレッシュセンターになりますけれども、ことしみたいに雪が多いと、12月から今まではもう管理させているのですけれども、電気がついているわけではなく、お客さんが来ても入れるような状態ではないと。また建物が、同じ箱物が、上にもいのししの館があるし、下にリフレッシュセンター鱈の里があります。そういう状況の中において、今後これらのものも冬期間中は閉めて経費節減をすとかというふうな物の考え方はする気はないのか、ひとつそこら辺のこと。

○委員長（佐々木 肇） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） お答え申し上げます。

まず、夢の平成号の人の雇用の関係でございますけれども、船長につきましては月額5カ月分を見ております。船長、甲板員ですか、その方は月額で見ております。そのほか、その時々必要な方を、作業員、あるいは水中作業員として日額で見ております。

それから、リフレッシュセンターの件で冬期間の閉鎖等々の問題がございました。まだ私自身その建物を、こういった建物で、条例でその設置目的はわかっているのですけれども、どういう管理状況、どういう方が働いているのか、ちょっと承知していませんので、4月以降、早急に見て現状把握をしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 杉浦守彦委員。

○委員（杉浦守彦） 私が言うのは、雇用はどのようになっているのかと。さあ、船を動かすだけの雇用なのか、それとも船を動かさないで、しけの1カ月、1カ月で何日かしか動かないと。その間における休みの日はどうなるのかと、そこら辺のところ。

○委員長（佐々木 肇） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） お答えいたします。

月額で雇用されておりますので、新しい市に引き継がれることになりましてけれども、その期間中の雇用、労働条件等々は臨時職員の規定に沿ってされるものと思います。当然雇用時間、それから休日等々、むつ市の臨時職員と同じような雇用体系になると思います。そのために、船員保険とか厚生年金保険に入っております。それで日額の方について必要なときに雇用しているということでございます。

○委員長（佐々木 肇） 杉浦守彦委員。

○委員（杉浦守彦） わかりました。できれば今までみたいに旧脇野沢村でやったように、雇用は1カ月というふうな、そのようなある程度束縛された、船が動かなければもう自分の仕事をしてもいいという条件にはならないだろうと、そのように解釈してもよろしいでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 先ほども申しましたとおり、月額支給されておりますので、その本人に決まった勤務時間中にはそういうことはできないと、このように思っています。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。濱田委員。

○委員（濱田栄子） 57ページ、6目産業振興拠点施設整備費のところ、どのような機能を持った施設かということと、それから新むつ市の主な

産業についての認識をお伺いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） お答えいたします。

まず、この施設の目的でございますけれども、旧田名部駅前の活性化のみならず、下北半島地域全体の産業の振興、活性化を図り、商業、観光を含めた産業振興の拠点とする施設でございます。

具体的な中身のことでございますけれども、まず敷地面積が4,089.2平米、鉄骨づくりでございます。1階の床面積が1,371.01平米、2階が床面積は1,057.73平米、延べで2,469.7平米でございます。1階に入りますと、すぐ展示等々ができる、そういうスペース、展示ホール、それからその右手の方にはイベントホール。イベントホールにつきましては、絵画、書道、写真などのパネル展なんかができる展示会あるいは食の祭典、物産展等の催事にも利用できるほどのスペースを持っております。それから、左手に行きますと多目的ホールがございます。こちらにつきましては、可動いす161席ございますけれども、それからまた可動ステージもございます。そういうことを利用することによって映画鑑賞会とか音楽会、あるいは郷土芸能の上演会、それから各種サークルの発表会などにも使っていただきますし、産業団体、あるいは地元企業の講演とか研修会などにも幅広く利用できる施設だと思えます。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 濱田委員。

○委員（濱田栄子） 3目の方に観光協会補助金、観光施設等管理運営費、これすぐ近くにあるまさかりプラザのことと思うのですが、その辺の兼ね合いと機能がダブるといふ部分、同じ商工費の中に含まれていますが、それはないのでしょうか。まさかりプラザの中にもちょっとした会議室とかイベントホールのようなもの、機能も備えておりますし、お土産品も販売しております。映画が上映されるような施設はございませんけれども、ただ文化的施設であれば、また下北文化会館等もありますので、その辺のさまざまな今ある施設との複合といいますか、重複するようなものはどうでしょう。

○委員長（佐々木 肇） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） お答えいたします。

近隣に今つくっている産業振興拠点施設のほかに観光物産館がございます。観光物産館も観光物産の振興の拠点ということで設立されたものでございますけれども、観光情報の発信につきましては、スペースがちょっと狭隘でございますして、その観光の部分につきましては産業振興拠点施設の方に配置

をして、それぞれ機能を分化しながら、物産の面、それから拠点施設は観光、あるいは産業振興の方、そういうふうに軸足を移しながら今後施設運営をしていきたいと思っています。

それから、下北文化会館等々の利用ということでございますけれども、物産館あるいは今度つくります産業振興拠点施設、意外と小規模の会議等々で使っていけば下北文化会館とは重複しないような利用はされるのではないかと、このように思っています。

○委員長（佐々木 肇） 濱田委員。

○委員（濱田栄子） 先ほど市長のお話の中に、商工会の関係について統合すべきものはすべきというようなお話もあったわけですがけれども、やはり厳しい財政状況の中、我慢すべきものもまたあるのではないかなと思います。その辺のところを今後検討する場合には、十分吟味していただきたいなと思います。

それから、できてしまったものは、地域の方々に十分活用していただけるようなやはり宣伝活動、そのようなことにも取り組んでいていただきたいなと思います。文化的な施設、少し不足しておりますので、その辺の活用も含めてお願いいたしまして、質問を終わります。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで第7款商工費についての質疑を終わります。

次は、第8款土木費について概要説明を求めます。建設部長。

○建設部長（藤井幸男） それでは、建設部が所管する予算項目につきまして説明させていただきます。

第8款第1目土木総務費でございます。この目は、土木課職員の給与費が主なものでございます。

2目建築総務費、これも建築課職員の給与等が主なものでございます。

8款2項1目道路橋りょう総務費でございます。ここは、道路橋りょうの管理にかかわる予算を計上してございます。主なものといたしまして、需用費でございますが、これは街路灯の電気料、修繕料が主なものでございます。工事費につきましては、新設あるいは修繕の費用でございます。それから、委託料でございますが、これは各地区に整備しております駐車場の浄化槽等の管理委託料でございます。

続きまして、土木維持費でございます。この目は、市道、生活道等の舗装、側溝工事、砂利敷等道路の維持補修にかかわる経費と除排雪の委託料を計上してございます。主なものといたしまして、需用費、ここには主に消融雪装

置等の電気料、それから小型除雪機等の燃料代を計上してございます。それから、委託料でございますが、これは除雪費、道路維持費、道路の維持の部分でも穴埋めとか舗装、側溝の修理等の補修費でございます。使用料及び賃借料でございますが、これは除雪機械の借上料でございます。それから、工事費でございます。工事請負費でございますが、これは舗装側溝整備等の工事費ということでございまして、各地域の町内会等の要望を踏まえまして、緊急度を見きわめながら実施しております。平成17年度は、16工事を予定してございます。それから、16節の原材料費でございますが、これは融雪剤、防じん剤及び砂利等の購入費でございます。

続きまして、用地管理費でございます。これは、道路、水路等の用地管理にかかわる経費を計上してございます。17節の公有財産購入費でございますが、これは品ノ木地区の排水路整備を県にお願いしている関係上、用地の取得は市の方で行わなければいけないということがございまして、計上してございます。

続きまして、道路新設改良費でございます。これは、施工する道路の改良費等にかかわる経費でございます。主なものといたしまして、工事請負費、これはむつ地区1カ所、川内地区2カ所、大畑地区2カ所の道路の整備事業を実施する予算を組んでございます。それから、19節の負担金補助及び交付金でございますが、これは県単事業として国道、県道の整備を行ってもらっているわけなのですが、この負担金ということでございます。

続きまして、60ページに入らせていただきます。特定交通安全施設整備費でございます。市町村に交付されます交通安全対策特別交付金、いわゆる反則金でございます。これを道路の区画線やカーブミラー等の交通安全施設に係る経費を計上してございます。

それから、同じページの河川費でございます。河川の維持管理における経費と市が加入しております各種協会の会費及び県が実施しております急傾斜地整備事業に対する負担金を計上してございます。委託料としては、これは河川の維持管理の経費を計上してございます。それから、負担金補助及び交付金につきましては、むつ地区1カ所、大畑地区2カ所、脇野沢地区2カ所の急傾斜地の負担金でございます。

それから、河川改修費でございますが、河川及び排水路の整備に係る経費を計上してございます。まず、委託料の2,000万円ですが、これはむつ地区にございます荒川町地区の側溝整備事業にかかわります設計委託料でございます。平成18年度から防衛庁の調整交付金事業で予定してございます。それから、工事請負費でございますが、これは田名部町地区の側溝整備事業でござ

ざいます。これは、継続事業で今年度で終了の予定でございます。それから、中央地区の排水路整備工事、それから大荒川地区の排水整備工事を予定してございます。これは、水害対策のための排水路の整備を実施するということでございます。

続きまして、港湾費に入らせていただきます。港湾費、実は大平岸壁、ご承知だと思っておりますが、県がしもきた克雪ドームやウェルネスパーク事業に合わせて現在行っているわけなのですが、これに合わせて港湾事業を実施しておりますが、この臨港道路、防災緑地等の整備にかかわる負担金、それから川内港の緩衝緑地整備に係る負担金及び市が加入しております各種協会への負担金を計上してございます。

それから、61ページに入らせていただきます。都市計画費でございます。都市計画総務費の方には、都市計画審議会、各種協会及び下水道事業特別会計への繰出金を計上してございます。まず、28節の繰出金ですが、むつ地区、川内地区、大畑地区、脇野沢地区、各4地区の負担金、繰出金ということでございます。

同じページ、公園管理費でございます。これは、都市公園、要するに都市計画課で所管しております都市公園、その他の公園、広場、遊園地など合わせて38施設の維持管理費を計上してございます。主なものといたしましては、需用費でございます。これも4地区分を計上してございます。それから、委託料でございますが、これは公園広場の草刈り等、それから浄化槽の維持管理費を計上してございます。

それから、大湊駅前広場管理費でございます。これは、駅前でございます植樹台及びモニュメントの管理をする経費を計上してございます。

続きまして、早掛レイクサイドヒルキャンプ場管理費でございます。これは、早掛でございますキャンプ場の維持管理費を計上してございます。主なものといたしましては、需用費の施設の電気料、水道料金、それから委託料でございますが、これはキャンプ場の窓口業務等々をシルバー人材センターに委託しておりますので、その委託料、そのほかに浄化槽の管理費でございます。

62ページに入らせていただきます。野平高原キャンプ場の管理費でございます。これは、野平の高原キャンプ場の管理費そのものを計上してございます。

それから、かわうちまりんびーち管理費でございます。これは、平成17年度完工予定となっておりますが、この海水浴場等々の維持管理費を計上してございます。主なものといたしましては、遊泳監視員等々の賃金でございます。

す。それから、ブイの設置等、漁協の方をお願いしているのですが、その委託費が主なものでございます。

続きまして川内溪谷歩道管理費でございます。これは、遊歩道等に関する維持管理費を計上してございます。

それから、下北駅前広場整備事業費、これにつきましては廃目というような形になってございます。

続きまして、住宅管理費でございます。住宅管理費には、市営住宅団地21団地605戸の維持管理費を計上してございます。主なものといたしましては、需用費の維持管理修繕費、それから工事請負費には昭和町団地の屋根の改修、川内地区の板子塚団地の屋根の塗装工事を、備品購入費には全市営住宅家賃の一元化を図るための管理システム購入費を計上してございます。

続きまして、市営住宅建設費でございますが、現在借地しております緑町団地の残地9,189平米を7カ年で先行取得するものでございます。今年度は、2,000万円の予算計上しておりますが、残については平成23年度までの債務負担行為といたしております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 第8款の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（佐々木 肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第8款土木費について概要説明をいたしました。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。坂井一利委員。

○委員（坂井一利） 59ページの道路新設改良費の川内25号線の件で、この25号線が昨年ちょっと工事があるところでストップしているわけなのですが、そこのところを買収終わったのかどうかということと、その中身について、例えば買収に当たって、その土地、家屋、道路なら道路にかかった場合、むつ市は何十%以上は全部それを補償するとか、そういうふうな基準が設けられていると思いますけれども、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） お答えいたします。

買収は、まだ行われていないというふうなことをお聞きしてございます。

ですから、平成17年度中にはぜひとも工事を完成させたいがために一生懸命

努力しなければいけないというふうに考えてございます。

補償費の問題でございますが、補償費はいろんな制約がございます。それに照らし合わせてというようなことでございます。大変申しわけございませんが、その補償費の内容は、私今承知しておりませんので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 坂井一利委員。

○委員（坂井一利） 補償費の分は、はっきりしていないみたいなのですが、平成17年度中に果たして買収できるのかどうかというのは、漏れ聞く情報によると難しい点もあるのかなというふうな部分もあるみたいですが、仮にその道路自体が今つくられている部分から、何メートルか寄せるだけのスペースが、旧道路があるわけなので、ある程度緩い迂回というふうな方法もとれると思いますけれども、その辺の考え方があるのかどうか。道路をずらすことによって経費等どのぐらい変化があるかはわかりませんが、あるいは買収費よりも安くつくのではないかという点もあるので、その辺の考え方がありましたらお尋ねしたいです。

○委員長（佐々木 肇） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） お答えいたします。

今委員の方から、買収が非常に難しいのではないかとというようなお話がございました。ただ、私まだその現場、またその状況等を把握してございません。といいますのは、先週14日に合併したばかりですので、詳細はちょっと把握してございません。ただ、言えることは、それに向かって進まなければいけないというふうに考えてございます。何とか一生懸命頑張りたいと思います。

また、さらに旧道路があるというようなことでございます。今お話ししたとおり、現場もまだ把握してございませんので、今ちょっとお答えするような状況にございませんので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 坂井一利委員。

○委員（坂井一利） できますものならば、速やかに終わらせてもらいたいのですけれども、よりよい方法で、できるだけ現地を確認したうえで、迂回をとられても道路としての利用価値がそんなに大きく下がるものでないならば、その方法もとられた方がいいのではないかなと思ひまして、意見として終わらせていただきます。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） これで第8款土木費についての質疑を終わります。

次は、第9款消防費について概要説明を求めます。総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 第9款消防費についてご説明いたします。64ページをごらんいただきたいと思います。

1目でございます。常備消防費について、これは下北地域広域行政事務組合に対する負担金を計上してございます。

次に、2目非常備消防費についてでございます。これは、消防団の維持運営に要する経費を計上してございます。

次に、3目水防対策費についてでございます。これは、大湊消防署内にあります水防倉庫の維持管理に要する経費を計上してございます。

次に、4目防災対策費でございます。平成17年度は、各関係機関の協力を得まして総合防災訓練、それから東通村に建設されました原子力発電所がこの10月から商用運転に入りますので、南通り地区におきまして、原子力防災訓練を実施することにしております。

次に、5目大畑消防署建設費についてでございます。現在の大畑消防署は、昭和37年に建築されたものでありますが、老朽化が著しく、現状の機能を維持するためには施設が狭隘であり、総合的な消防拠点としての整備が必要でありますことから、平成17年度から平成19年度まで、3カ年で整備するものであります。平成17年度は、調査設計を実施することにしております。

次に、6目消防施設整備費についてご説明いたします。これは、脇野沢小沢、鹿間平にあります防火水槽が国道の拡幅工事によりまして移転が余儀なくされましたので、それに係る整備をするものであります。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで第9款消防費についての質疑を終わります。

次は、第10款教育費について概要説明を求めます。教育部長。

○教育部長（宮下孝信） それでは、第10款教育費についてご説明申し上げます。

まず、1目教育委員会費でございます。ここには、教育委員の報酬、旅費等を計上してございます。

2目事務局費でございます。ここでは、その主なものとして事務局職員の給与等の経費を計上してございます。

3目義務教育振興費でございます。義務教育振興に係る経費を計上しておりまして、その主なものとして、外国語指導助手4名分のほか、ジュニア大使派遣事業としてポートエンジェルズに派遣する経費を計上してございま

す。

続きまして、66ページになります。教育研修センター費でございます。教育研修センターに係る運営費を計上してございます。その主なものとしましては、教育相談員の報酬、コンピューター等借り上げ分を計上してございます。

次に、5目学務管理費でございます。学務管理に要する経費を計上しております。その主なものとして、私立幼稚園就園費補助金、要保護児童等の援助費、すくすく子育て支援事業の経費を計上してございます。

6目教職員住宅管理費、ここでは教職員住宅45戸に係る管理費を計上してございます。

67ページになります。小学校費の中の小学校管理費でございます。小学校23校に係る経費を計上してございまして、その主なものは職員の給与のほか賃金として用務員の経費、小学校の補修等の工事費を計上してございます。主な工事といたしましては、大畑小グラウンド補修工事、第一川内小のボイラー補修工事等を計上いたしてございます。

2目教育振興費でございますが、小学校の教育の振興を目指して備品等を購入予定で経費を計上してございます。

次に、68ページ、3目第三田名部小学校建設費でございます。昭和34年に大規模増築をいたして以来、全く手をかけられないでございました第三田名部小学校につきましては、周辺住宅地の増等の背景から、児童数が増加してございます。この背景をあわせまして、平成17年度から学校基本構想のもとに順次整備を図るという趣旨の予算でございます。

続きまして、第3項中学校費でございます。1目中学校管理費になりますが、中学校の運営管理に要する経費を計上してございまして、その主なものとして、用務員ほかの給与費、警備委託費、工事費といたしまして大畑中グラウンド補修、それから各地区のスクールバスの運行委託料等々を計上してございます。

続きまして69ページ、教育振興費でございます。これは、中学校の義務教育振興を目的といたしまして、積極的に備品導入を図る意味合いから、理科教材等の購入分を計上いたしてございます。

続きまして、社会教育費でございます。ここでは、社会教育振興に係る経費を計上してございまして、その主なものとしましては、給与費のほか成人式経費、社会教育事業費、生涯学習推進費、川内にございます海と森ふれあい体験館委託に係る経費等を計上してございます。

続きまして、2目公民館費でございます。ここでは、公民館のほか地区公

民館の管理運営に係る経費を計上してございます。その主なものといたしましては、書き初め大会、婦人団体育成、市民大学、美術展等の開催経費等を計上してございます。

次に、図書館費でございます。ここでは、中央図書館のほか従来公民館分館にございました図書室を分館に格上げしたうえ、この運営等に要する経費を計上してございまして、その主なものとしては、中央図書館の奉仕員の人員費、それから各館等の図書購入費を計上してございます。

続きまして、71ページになります。4目文化振興費といたしまして、文化振興に係る経費等のほか文化財に係る経費を計上してございます。その主なものとしましては、脇野沢野猿公苑の管理費、ニホンザル保護共生事業費の経費、カモシカ食害対策事業費等に係る経費を計上いたしてございます。そのほか蛸崎城の調査、文化財調査の経費も計上してございます。

次に、5目学習センター管理費でございます。これは、大湊水源地公園のわきにございます学習センターの管理費を計上してございます。

6目の視聴覚振興費でございます。ここにおいては、下北視聴覚教育協議会の規約に基づきます、内容重視のための備品購入を予定してございます。

続きまして72ページになります。保健体育総務費では、体育振興経費としまして、主なものとして給与費のほか、各スポーツ教室、各種大会経費、スポーツ団体補助金等を計上してございます。

次に、2目学校保健費でございます。学校保健費では、主なものといたしまして、小・中学校の健康診断委託費、学校医委託料が主なものとなっております。

3目学校給食費でございます。ここでは、学校給食に要する管理経費等を計上してございます。給食調理委託料、児童・生徒の給食費援助費等を計上してございます。

4目体育施設管理費でございます。合併に伴いまして、管理施設等がふえてございます。体育施設等々の管理経費を計上してございます。

次に、5目体育館管理費でございます。体育館管理費につきましては、体育館の光熱水費等が主な経費として計上されてございます。

次に74ページ、6目スキー場管理費でございます。合併に伴いまして、4スキー場ということになってございます。このスキー場管理に要する経費を計上してございます。

次に、7目スキー場整備費でございます。このスキー場整備費につきましては、釜臥山スキー場の拡張整備事業として実施しております工事請負費を計上してございます。完成年度は、平成18年度を予定してございます。

8目といたしまして、ウェルネスパーク整備費を計上してございます。既にごらんいただいておりますかと思いますが、大湊方面で左側に白く見えますのがしもきた克雪ドームでございます。その隣に2階建てのウェルネスパークのセンターハウスがございまして、しもきた克雪ドームにつきましては県が現在建設中ということになってございます。この8目で述べておりますウェルネスパーク整備費につきましては、しもきた克雪ドームを除くセンターハウスの工事費ということでご理解いただきたいと思います。工事費が主たる予算計上額となっております。

続きまして75ページ、9目ウェルネスパーク管理費でございます。先ほど申し上げましたしもきた克雪ドームとその隣にございますセンターハウスにつきましては、平成17年8月の完成でございます。ただし、完成いたしましても、まだ外構工事が未完成となっておりますため、平成18年の4月のオープン予定となっておりますが、完成後から供用開始時点までの8カ月間の管理費をここで計上しているということでございます。

以上、教育費にかかわる説明を終わります。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。村中委員。

○委員（村中徹也） 教育費について3点教育長にお尋ねいたします。

1点目は、第三田名部小学校、まず確認も含めて建設予定地の変更をするのか、学区の変更、この2点。

それから中学校費で、中間貯蔵の話が浮上した際に、関根中学校を平成17年度基本設計、平成18年度新規着工という話がありましたが、この計画はどのようになっているのか。

3点目ですが、こども議会の予算がのっておりません。やらないのですか。やらない理由を教えてください。

○委員長（佐々木 肇） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 村中委員にお答えいたします。

第三田名部小学校の用地の関係については、現用地を基本とした建設を進めてまいりたいと思っております。狭隘であれば、その他にも求めるという方法論は検討してございます。

学区につきましては、現状の学区がかなり人口増となっております。当然この辺を見つめながら、教室等々の新築部分については協議、それぞれ専門家のご意見をいただくという場面もあろうかと思っております。現状では、学区の調整は必要なかろうと思っております。その背景といたしましては、隣接の小学校等々の状況も勘案いたしているということでございます。

それから、関根中の建設でございます。確かにそういう構想もあったように聞いてはございますが、現時点でもう一度整理し、老朽度の進んでいる学校の方からこの状況を見つめ直す必要があるのではなからうかということで事務局としては考えてございます。当然これは、教育委員会の審議事項ということで理解してございます。

こども議会につきましては、当初時点、部内の申し合わせといたしまして、隔年で実施してまいるという予定でございます。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 村中委員。

○委員（村中徹也） 順序がちょっと逆になりますけれども、こども議会から。

隔年でやるとおっしゃいました。実は、このことはラジオ放送、生放送されて、子供たちが非常に楽しみにしているし、いい経験になると。保護者の方々も先生も、もちろん本人も喜んでおります。私に來ている子供の声というものは、隔年という、ことし6年生になる方は、ではやらないということですね。6年生を対象にして、基本的にはその学校から選抜されて、選ばれて來ております。昨年は2名來ておりますが、ほとんど6年生です。ことし6年生の児童は、こども議会に出れないということになりますね。なぜ子供が楽しみにしているのをこういうふうな形で毎年やらないのですか。たしか予算上50万円でしたよね。5万円でしたか、失礼しました。市長の一般施政方針でも書いてあるでしょう、自治体として人材育成に努めて、昨年のこども議会を実施したと。5万円がない、お金がなくてこういうことをやらないのですか、あなた方。今の5年生、4月から6年生にいく子供が楽しみにしているの、それ出たいと。今小学校、何校と言いましたか。今議員65名ではないですか。合併したって32校。2人ずつにしたって64名でしょう。あなた方、おかしいです。まさか5万円もったいなくてやめたのではないでしょう。もっと明確な答弁してください。

それから、次の問題、第三田名部小学校ですが、現用地を原則として考えておると。いいでしょう、それはそれで。用地を変える場合は、よく用地に関しては裏がありそうな気配がたくさんありましたから。個人的には、私はもっと南の方に建てるべきだと思っています。よく土地選びには気をつけてやっていただきたい。完成年度だけ教えてください、予定だけ。

それから、関根中の問題ですが、もう一度検討し、老朽化しているのを見きわめると。実は、関根中学校は建て直ししなくてもいいのです。中間貯蔵の取引に使われたのです。あんなの建てると言わなければいいの。建てなくても、いまだぴんぴんした、いい学校なのですから。まして合併したら、老

朽化した学校がたくさん出てきたでしょう。では、答えてもらいましょう。合併したら、第三田名部小学校はいいです、プライオリティー、どういう順序になりますか。プライオリティーを旧3町村も含めて答弁してみてください。

○委員長（佐々木 肇） 教育長。

○教育長（高杉正三） お答えいたします。

まず、こども議会の件につきまして、議員の心情、お気持ちは重々ご了解しているつもりでございます。ただ、こども議会は旧むつ市の議員の皆様方のご存じのように、途中からの事業でございます。川下議員の発議でとり行った事業、年度の途中補正していただいて5万円いただきました。大変ありがとうございました。それから、選管等を含めてもろもろの事務局からご協力いただいた。小学校6年生の子供たちの気持ちが、そのように自分たちが真摯な気持ちというようなことは、十分受けとめております。教育委員会といたしましては、小学生だけではなく中学生も、簡単に申し上げますと、新市になりまして、約6,800人ございます。学校数で32校。これらの子供たち、児童・生徒の考えもまた十分聞いていただいて市政に反映していただく、あるいは教育について理解をいただくということが大事かと存じます。

それと、児童・生徒だけでなく女性の皆様方の意見、議会というような声もちらりと私には聞こえたような感じもします。そういうことを整合して、今後どうするか、その辺を来年度の事業に向けて検討させていただきます。これは、やっぱり現場の校長さん方、担当の意見も聞いて、それくらい切望しているのであれば考えなければいけない事業かと思えます。市長部局と十分協議してまいる事項かと思えます。

学校建設等については、部長の方から答弁させます。

○委員長（佐々木 肇） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） こども議会について教育長からご答弁ありましたので、そのとおりご理解いただきたいと思っていました。事務局としては、教育委員会に諮りましたときに、部長、毎年やれみたいな気合いも入ってございましたが、内部の調整でこういうふうに至ってございます。

2点目の第三田名部小学校の完成年度は、平成21年度の予定でございます。

3点目の関根中学校の建設計画につきましては、各旧町村教育委員会の方からの合併前の申し入れ、引き継ぎ事項を整理してどの辺の位置づけになるか、再度また検討のし直しがあるわけでございますが、前の経緯等、大規模改修で済むのか、どの程度の改修で済むのかを検討しながら整理してまいりたいと思ってございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 村中委員。発言に気をつけるようお願いしておきます。

○委員（村中徹也） 私語が過ぎますよ。

教育長、教育長の答弁の中で、学校の現場の意見とか担当、要するに担当といえば先生方です、担当の意見を聞いてこれから考えたいと。これ中止に当たっては全然聞いていないということでもいいのでしょうか。部長の答弁では、内部調整した結果やらないと。私には、やってほしいと来ているのです。たった5万円でしょう。あれだけ子供が喜んで、子供が夢見て、お父さん、お母さん、行ってきたよと。議員のまねをして、将来むつ市の人材育成にいかほど役に立ちますか。やめた理由を聞いてもおっしゃっていませんね。5万円がもったいなくてやめたのか、子供の夢を取り去るのか。違うでしょう、本当はやりたいのでしょうか。言えない理由があっただけでしょう。

去年は、川下八十美議員の提案から始まって補正を組んでやったのですね、たしか。将来むつ市に役に立つ子供でしょう。やりなさいよ、6月の補正組んだって。今度合併したから、5万円で済みませんよ、人数が3倍になりますから。3倍になったって15万でしょう。理由がありませんもの。隔年、隔年って、何度も言います、今6年生になる子は、中学校へ行ってしまいます、小学校を対象にしてやれば、前回みたいに。補正でやるよう明言してください、もう一度。補正を組んでください。子供たちが楽しみにしているのです。

それから、あと学校の問題です。関根中学校なのですけれども、改修する必要はありません。1年に数回行っていきます、私。まだぴんぴんしています。若干ストーブが足りないのかなと思うくらいで。改修する必要がないのに平成17年度設計、平成18年度着工と言うてしまうからこういうことになるのです。地域から不満が出るのです。直さなければならぬ学校なんていっぱいあります。直さなくてもいいのを言うてしまうから、地域が逆にあの約束はどうしたと、こうなってしまうのでしょうか。言わなければいい。プライオリティーは、各旧町村の方を優先してください。私を見た感じでは、老朽化したところがたくさんあります。関根中学校はまだまだ、あと20年、30年はもちます。何も直す必要のないのをお金をかける必要はないです。旧3町村から来るのをプライオリティーを優先させてやって、木造校舎で、建てる時もまた新しい木造校舎にするという方向でいった方がいいかと思います。答弁を求めます。

○委員長（佐々木 肇） 教育長。

○教育長（高杉正三） お答えいたします。

こども議会に関する件につきまして、委員のそのお気持ちは十分わかるのです。ですが、合併して学校数が多くなっているし、この会場も狭い。もろもろ内部で十分検討して、今後どうするかというようなこと等も考えなければいけない、そういうふうには私も思っているところでございます。その辺を補正するかとか、そういう面では、今は新しい体制の中で十分考慮していかなければいけないのではないかなど、そう思っているところでございます。

あと、不足の点につきましては、部長の方からよろしく申し上げます。

○委員長（佐々木 肇） 村中委員。

○委員（村中徹也） 教育長、やらなければまずいです。合併したら、なおさらやらなければいけないではないですか。合併したら、人材育成なおさらやらなければいけないでしょう。そう思いませんか。検討する、検討すると、検討するというのはほとんどやらないと同じなのです。そうでしょう、今まで検討するとやったためしが一つもない。なぜ子供の夢を奪いますか。合併して何日もたたない、合併して数がふえた。理由にならないのです、子供にしては。補正組まなくてもいいです。予備費でもいい。昨年やっているのですから、好評を得ているのですから。市長も施政方針演説で人材育成が大切だと。旧むつ市議会でも全会一致で決議したでしょう。幾ら子供の励みになりましたか。補正とかはいいです、やらなくていいです。本年度、来年度、ぜひやってください。やりますね。

○委員長（佐々木 肇） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 村中委員の再々のお尋ねについては、教育委員会としては先ほども申しましたように、このこども議会の話があった時点で、部長、毎年やれないのかという話がありました。議会側、予算を担当する側、私どもの側、学校現場、さまざまを経まして、隔年が望ましいだろうという案に決着した経緯になってございます。ただし、これにつきまして、今村中委員、子供の夢をそぐのかというご発言でございます。平成18年度は、また回ってくるわけですが、その時点で継続実施するかどうか含めて整理検討させていただきたいと思っております。事務局としては、再度また教育委員会にご相談申し上げるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 村中委員。

○委員（村中徹也） ご理解しません。隔年にするなんて、何で去年やった際に隔年にしないのですか。各学校がどうしましたか。6年生2人よこしたわけでしょう。隔年にすると言ったら、6年生と5年生よこすのです。そうで

しょう。意思のなさがこういうことになるでしょう。何でこれくらいの、財政とか場所とか、考えられない。片や3億円、4億円の事業、一緒にしませんが、やっておいて、何でこの5万円をつけれないのですか。できないわけじゃないでしょう。だめです、そういうのは。そういうこと、行政がそういうことをやって子供が悲しがります。子供の教育にいいわけがない。当然やれるものだと思って昨年参加したのです。教育をする教育委員会がそういうことでどうしますか。やってください。やるという答弁聞くまでだめです。やってください。

○委員長（佐々木 肇） 教育長。

○教育長（高杉正三） さっきから部長も答弁しているところでございますけれども、やっぱり中学生も考えなければいけないし……

（「いや、それはそれだ、何今さら」の声あり）

○教育長（高杉正三） ただ、人材育成というのはそればかりではございません。だから市長部局とも十分協議しながら、議員のお考えをどういうふうに入れていくか、今後考えていきたいと思えます。今は答弁はできません。

（「やったらいいでしょう」の声あり）

○教育長（高杉正三） それは、議員の皆様方のまたお考えもあるし、議員は議員のお考えとして聞いておきたいと思えます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。柴田委員。

○委員（柴田峯生） 私は、第三田名部小学校のことにつきまして、最初にお伺いしたいと思えます。

現在の第三田名部小学校の学校規模はどれくらいになっているのか。学級数、生徒数、そしてこの学校は児童・生徒が増加しているということですが、何年を基準にしてどの程度の増加率になっているのか。それから、プレハブ校舎に入っているとされておりますが、プレハブ校舎はどの程度の規模で、何教室がプレハブに入っているのか、それをまずお聞きしたいと思えます。

それと、二つ目は、1981年以前に建築しました学校施設の耐震診断が行われているのかどうか、どの程度の学校が行われているのか。それから、今引き継がれた学校のものを含めまして、小学校が23校、中学校が10校、私どもの方は比較的新しい学校、小学校は古いですが、2校だけなのですが、そのいわゆる耐力度の、危険度の点数が学校にはおありだと思えます。その危険度が最も低いのは3,500点以下、次4,500点、5,500点とあるのですが、どの程度の学校数がそれらの点数の範囲になるのか、それもお聞きしたいと思えます。

それから、図書館の分館につきまして、2月22日の旧むつ市の定例会で川

内、大畑、脇野沢にそれぞれ分館を設けるという条例ができています。その分館の運営体制はどのようになさるのか、お聞きしたいと思います。

それから、猿問題につきましては、総括質疑のところでもやりましたので、今回捕獲できなかった頭数について、特に離れ猿の捕獲についてお伺いしたいということで、その引き継ぎなどがどうなっているかお伺いしたいと思います。

それと、もう一つは市長にお伺いしたいのですが、第三田名部小学校建築に当たって、いわゆる自然、森林の下北半島ですから、産業振興に結びつくのかどうかわかりませんが、下北のモデル校として木造で建てるという発想ができないものかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上、まず1回目お願いしたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） お答えいたします。

まず、1点目の第三田名部小学校の学校建設の背景でございますが、その建設に至りました大きな理由といたしましては、人口増に伴う入校者数の増がでございます。5年間の統計をとりましたところ、平成16年度を含めまして過去5年間でございますが、毎年10名平均でふえているということでございまして、5年間で48名ほどふえてございます。現在235名の児童・生徒がでございます。クラス数につきましては、失念いたしております。お許しいただきたいと思っております。現在これらの需要に対応し切れませんので、プレハブを建設してございまして、平成17年度にはプレハブ2教室、予備室等含めまして、これをもって増員に対応すると、暫定的な対応をするという予定でございます。

次に、耐震診断でございます。旧むつ市分につきましては、現在耐震でひっかかっておりますのが6校という確認を得てございますが、合併になる前のデータでございまして、合併後の小・中学校につきましては耐震の部分については、まだ掌握してございません。早急に掌握、建設計画等に参考にしたいと思っております。

図書館、分館の位置づけにつきましては、従来から職員数が不足しておったわけで、図書室の運営も非常に兼務という形でなされてございました。分館に格上げた時点での処遇につきましても、職員の増員、事務事業の集中管理ということで市の方にまいてございまして、今回もまた併任発令で分館長を位置づけるというような形になるかと思っております。

あと、離れ猿の件でございます。年次計画の中で現在7頭が捕獲をされて

いないという情報でございます。これをどうするかにつきましては、引き継ぎの時点で、毎年この頭数の確認を監視員の方で確認をするということで、監視員の情報のもとに捕獲頭数、駆除頭数を決定し、それを文化庁の方に申請する、それから県の方に有害鳥獣ということで申請し、捕獲許可、駆除許可を得るという方針を聞いてございます。平成17年度分の捕獲、駆除頭数については、今後監視員の報告を待って教育委員会でこの旨決定し、文化庁、県の方に具申、申請するという事に相なるうかと思っております。

学校校舎の木造建築につきましては、非常にいい参考例、大畑の正津川小学校等ございまして、今後の全面的な木造の取り入れにするか、一部の木造の取り入れにするかにつきましては、建設担当、教育委員会等々も十分打ち合わせしてまいりたいと思っております。

○委員長（佐々木 肇） 柴田委員。

○委員（柴田峯生） まず、人口の増加、学校の事情はよくわかりました。しかし、規模的に見ると、そんなに大きくないわけですから、合併後最初の学校建築として、私は我々65人も全面もろ手を挙げて賛成して、早く子供たちにいい教育環境をつくるような体制づくりをやっぱりしていくべきだと、こう思います。

そこで、この規模の学校であれば地域の声も十分参酌してやっていただきたいと思えます。その際に、今申し上げたような木造建築のよさ、特に私どもの（地区の）九艘泊小学校というのがありますけれども、これは木造でできています。小さいですけれども、非常によくできた学校で、今地区の公民館にしておりますけれども、教育委員会教育長を初めひとつごらんになって、木造のよさというものも私は体験していただきたいなと、こういうふうをお願いしておきたいと思えます。

それと、この学校には特殊学級があるのかどうか、よくわかりませんが、今普通学級に特殊学級の子供を入れるという形になっています。地域が大きなむつ市街の中にもあると思えますけれども、その地域が拡大しているとなれば、そういったことも私は十分配慮した学校にすべきだと、こう思います。

それと、市長にお願いしたいことは、この学校をつくるに当たって、原子力半島というお話が出ましたけれども、エネルギー半島として、やっぱり冬期間の学校の周辺の融雪とかそういったものも自然エネルギーなり、あるいは太陽光発電、蓄熱なども使ったエネルギーをむだにしないような環境に配慮した学校づくりをしていただきたいと、こう思っているわけですが、いかがでしょうか。

それと、耐力度につきましては、旧むつ市で6校ということですが、今後

合併した地域の学校を含めて十分調べたうえで、緊急度の高いものはやはり配慮していくのだと。あるいは、学校の規模が地域によっては非常に小さい、私どもの方はもう全部一つずつになりましたからそうですけれども、川内、大畑の場合もいろいろ地域性があって統廃合ができていないと思いますけれども、そういったものも含めた新しいむつ市の教育施設整備計画のようなものを樹立していただけないものかなと、こう思っているのです。その辺もしよければお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それと、先日も地震で玄海島のような事故が起きました。やっぱりこのむつ市も地震の産地でございますから、特に先ほど申し上げましたように、1981年以前の建築の耐震診断は早目を実施していただいて、学校はやっぱり避難場所に、大きな学校は、特に避難場所指定になるだろうと思います。そういったことで、耐震診断の早期実現を図っていただきたいと思います。その際に、私がお願いしたいことは、市長のキーワードとして協働ということが出ております。合併のむらづくり計画にも協働という言葉が出ておりますが、少なくともこのむつ市内にいらっしゃる建築士協会の方々を大いに活用していただいて、あるいは県の県土整備事務所の建築課の方、それからむつ高等技術専門校の木造建築科の専門の方々を何らか連絡のような場を持って、そして共同で診断をして、速やかに悪い部分は改善していくと。お金がないと言えればそれまでですけれども、お金よりも、やっぱりやる意欲が出てくれば、私はお金は市長が持ってきてくれるのだと、こう考えていますので、教育委員会としてそういう下地づくりを今後考えていただきたいと思います。その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 教育長。

○教育長（高杉正三） 柴田委員の今のご提言を十分受けとめまして、旧市の場合でもそういうお考えを十分私ども考えて、そして構築してまいったところでございますので、今の合併に従いまして、再度そういう資料等がすべての1市2町1村の方々から出ておるところでございます。そういう意味で積極的に児童・生徒のためにいい学校を、いい環境をつくり上げていくよう努力していきたいと思っております。

冒頭議員の方から、障害児の問題がありました。第三田名部小学校は、ご存じかと思っておりますけれども、情緒障害、それから特別支援に当たります知能の面での若干おくれの子を受け入れる2学級を設置しなければいけない。ということで、部長の方から235名というお話が、これはもっともっと増になるうかと、そういう学級もつくらなければいけない。そこで、狭隘になっている、そういうこともご理解いただいて、よろしくご支援のほどお願い申

上げます。

○委員長（佐々木 肇） 柴田委員。

○委員（柴田峯生） 第三田名部小学校は、私の一番末っ子が小学校1年に入ったとき、現在校長先生をなさっている松原先生の担任だったわけです。それと、私の家内の妹が先生になったとき、最初に赴任したのも第三田名部小学校。ですから、そういう思いもありますので、ぜひいい環境づくりをしていただきたいと、こう思います。

終わります。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。飛内委員。

○委員（飛内賢司） 71ページ、4目文化振興費の中で、蛸崎城跡調査費とあります。その点と、それからニホンザル保護共生事業費、この2点についてお伺いしたいと思います。

蛸崎城跡調査費、将来的には天守閣見えるのでしょうか、まずそのあたり。

それから、ニホンザル保護共生事業、これは1,100万円ぐらいの予算を盛り込まれているわけなのですが、場所とその保護共生事業の内容、それをお知らせ願いたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） お答えいたします。

蛸崎城の調査につきましては、平成14年から平成16年度の間に基本的な調査をしたということで報告を受けてございまして、今後その周辺につきましては精度の高いものを実施するということが今回の予算となっております。ただ、天守閣が見えるのかどうかまでの情報については、私ども承知してございません。今後の調査待ちということになるかと思っております。

共生事業の内容でございますが、当然地域と猿が共存共栄という事態が一番望ましいわけですが、現在脇野沢地区におきましては、6群の300頭が周辺に生息しているという情報でございまして、この猿との共存共栄の中でどうすべきかの基本的な確認、調査をするために、監視員の方を15名ほど委嘱して、この猿の実態調査を継続的に行っているということでございまして、この賃金等々が主な経費となっております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 飛内委員。

○委員（飛内賢司） 調査費がついておりまして、その調査の結果、もしそのような城の跡があったとすれば、その先のことをやっぱり考えてもらいたいような気がするのです。ただ単に城があったかなかったかという調査して、それで終わりということでは何の意味もないと思います。このことにつつま

しては、平成15年からになるのですが、むつ市の田名部高校の先生でしたか、村元先生、1月5日から毎週日曜日朝刊、1年間にわたりまして52回にわたり「風に立つ人よ」で蛸崎最後の5代目、蔵人慶広の生涯を描いた連載小説、あくまでもこれは小説で終わるのかなというような気もしたのです。現実にはほど遠いものもあったのかなというような気がしますが、大方の人はそれ相応の興味を示して読んでいただいたのかなと思っております。最後は、これもちょっとまゆつばなのでしょうけれども、最後は松前に渡って、松前藩の一番最初の祖となった、あの松前藩の先祖で、松前藩を開いたというようなことでのまとめであるのですけれども、やはりせっかく城があったかないか、それを調べるのだとすれば、調べた結果、やはり将来的に下北は観光資源が豊富なものですから、その観光資源、観光地として県外からお客さんを呼ぶ一つの材料にはなるのではないかなと。えてして夢とかロマンというのは、蛸崎錦帯城の場合は幻の城と称されておりますので、幻であった方が夢もロマンもあっていいのかなというような気もしますが、せっかく調査費がついているわけですから、やはり調査の結果に基づいて、その先を示していただければなというような気がします。

それから、脇野沢に猿がおります。そのこともかねがね聞いているのですが、その猿が最近脇野沢だけではなくて、たまたま私の住んでいるところが脇野沢のすぐ隣なものですから、私の家の周りには、こういうふうになっております。カモシカはしょっちゅう来ています。それから、猿ももう去年は大分来ました。それから、今まで一度なのですが、クマが家のすぐ横から上の方へ上がっていったと。そういうふうに動物と非常に親しみを感じる場所に住んでおります。そうは言うものの、現在下北郡内でもうおよそ1,500頭以上になっていると思うのです。1年間に200頭ぐらいずつふえているのです、約13%ぐらい。これが10%、1割ずつふえていったとすれば、40年後になれば6万7,000、1割ずつ単純に計算していったら、45年後になれば、現在の下北の人数の9万9,000を超えてしまうのです。9万9,000というふうな頭数になってしまうのです。種の保存ということについては、これは大事なこともかもしれません。しかし、適当な数というのが必要ではないですか。やはり人が住めるような場所であってしかるべき。なおかつ、今田舎に入っていけば、農作業を営んでいる人だって本当に年配の人が多いです。年配の人からそういうふうな仕事を取り上げたらどうなりますか。健康状態で問題が出てくる。農作業を営むとか、そういうふうなのは、手を動かす、指を使うということは、老人のぼけ防止につながる、健康上必要なことなのです。やはりそのようなことすらも取り上げて、種の保存、ニホンザルは天然記念

物だから猿が大事ですよというような考え方が通るのか、まずそのあたり、今後どうあるべきかということを考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 教育長。

○教育長（高杉正三） お答えいたします。

大変難しい問題ばかりぶつけられまして。まず、中世の夢をどういうふう
に私どもの新市あるいは下北半島でどうつなげていくのか、観光にどう利用
するのか、これは私どもの教育委員会だけではなく市長部局もまたいろいろ
経済部との兼ね合いとか、そういうのがございます。まず、私ども委員会と
しては、そういう中世の歴史等についてもろもろ研究する方々もふえつつあ
る。だけれども、少ないのです、実際問題。その前は、森先生から、今は田
名部高校の中堅の先生が新聞にも出している。そういうことは、十分私ども
も承知しているし、そういう方々も生かして、どういうふうに住民の皆様方、
全国に文化を発信していくかということを考えることが大事かと思えます。

それから、自然の環境でそういう猿、カモシカ等の共生等も、今もろもろ
合併協議会等におきましても資料も十分いただいていますし、現地も見なけ
ればいけないし、皆様方の英知もいただいて、どうするか、議員の皆さんも
初め、今合併したばかりでどうのこうの短絡に申し上げることは少し差し控
え、ちょっと時間をかしていただきたいと、そう考えております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 飛内委員。

○委員（飛内賢司） 蛎崎城跡、中世の歴史のことにつきましては、これはも
うここにおられる皆さんはピンからキリまで周知のとおりだと思えるので
す。ただ、先ほども申し上げましたように、やはり下北にもこういうような夢が
あった、ロマンがあったというようなこと、このような一つのものを大きく
飛躍していけるいい機会ではないかなと思えるのです。その点につきましては、
教育委員会だけではなくて、市長とも連携しながら、今後どういう結びつき
でいくかというようなことのある考え方があるということでございますので、そ
れはそのときぜひそのような方向で。下北の大きな物語の一つになりますか
ら、金鉱山ですか、そのようなこともその中に盛り込まれてありますので、
そのあたりを十分に取り入れながら、観光資源の大きなものになると思いま
す。やはりこれは前向きにひとつ、天守閣までは見えなくても、ミニチュア
でもいいですから、そのようなことまでひとつお考えいただければなと思いま
す。

それから、猿につきましては、先ほど私が一例を挙げて40年後、45年後に

はこういうのありますよと。そのような莫大な数字になるということは、人間が住めない状態になるのです。ですから、種の保存には下北ではどれくらいの頭数があれば、それが種の保存の共生保護区域としてやっていけるのか。それらの頭数を決めるということは、なかなか面倒なことかなと思いますが、要は現在いる猿、下北管内それくらいいるわけですから、区域指定して、その区域外のものは、表現の仕方は悪いのですが、適当にとってもいいですよ、間引きしてもいいですよというようなことまで持っていかなければ、人間の住む場所もなくなってしまいますのです。昔は、冗談ではなくて、本気で言うのですが、1例を挙げれば、古い文献には猿の干物が珍味として中央の方に出されたというふうないきさつも実際あるのです。ですから、区域指定して、区域から外れたものは、それまではやらなくても、やはり人間が安心して住めるような、そのような状態をつくるべきだと思いますが、その点についてお聞きします。

○委員長（佐々木 肇） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 猿の位置づけは、文化財ということでございまして、人間も大事、我々にすると、また職務上猿も大事という立場でございまして、どの辺に共生に適した環境があるのか、その辺につきましては県、文化庁ともご相談申し上げる事項になるかと思っておりました。それにしても、昭和39年には15頭の存在よりなかったわけですが、45年に指定になりましてから急速にふえているという実態と、地域の実情がよく上の方では掌握されていない部分、この辺に問題があるのかとは旧村の方の担当者の方からの事情確認では、そういう感想も漏らしてございました。その辺につきましては、むつ市教育委員会としましても将来的にその辺を適正な方向ということで考えられないものか、ご協議申し上げたいとは思っております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 飛内委員。

○委員（飛内賢司） 今私にとっては大変重要なことが言葉の中に出てきたのです。人間も大事ですが、教育委員会においては猿の方が大事だというような……いや、「猿も大事」ですか、「も」ですか。「が」と「も」では大分違いますから。猿は大事といっても、やはり猿よりも住んでいる人間が大事だというような、そういうふうな観点に立ってこの猿の事業については進めていただきたいと思います。

それでは終わります。

○委員長（佐々木 肇） 村川委員。

○委員（村川壽司） 保健体育振興費の中身に若干質問させていただきます。

振興費として1,207万5,000円上げられておりますけれども、別紙の資料編の方を見ていただければおわかりかと思っておりますけれども、私も長年携わらせてもらった関係上、どうしてもちょっと気になるのは、一つは青森県民駅伝競争大会むつ市実行委員会補助金がございます。その予算がおおよそ99万7,000円で、そして大会参加費、ユニホーム、事務費等でその額になるわけで、そして委員会から補助できる予算が43万2,000円となれば、この56万円というお金は自己負担なのか、またはその実行委員で昨年までむつ市の場合にはむつ市陸上競技協会の方にとりという形になるものか、またこれには県の補助金がまだのっていないのかどうか、その辺をまずひとつご説明をお願いします。

二つ目気になっているのは、体育協会の補助金です。これも総予算は345万円というふうに記されておりますけれども、そのうち補助できるのは241万円ですよということで、残りの額130万円、これは各体協で持つのかどうか。さらには、その体協にしても、むつ市一本の体協で進んでいくのか。ちまたに耳をかすめたら、何かことしは県民大会等も各旧体協というか、旧市町村で行くらしいよと、その後理事会ありまして、その理事会の結果は聞いておりませんが、その辺も含めてまずお聞かせ願えればなと、そう思います。

三つ目、四つ目のむつ市の小学校体育連盟への補助金、中体連への補助金は例年より若干少ないかなと思っておりますけれども、今の予算でいけばよくつけてくれているなど、この二つは私褒めたいと思います。

以上、県民駅伝と体育協会についてよろしく申し上げます。

○委員長（佐々木 肇） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、青森県民駅伝競走大会むつ市実行委員会補助金でございます。算出額のうち43万2,000円を市が補助するということでございます。ただし、残りはどうするのかということでございますが、自己負担、いわゆる体協が持つのか、また寄附金を仰ぐのかにつきましては、現在私どもの方で承知してはございません。ただ、今後行われます総会等の段階でそれらの方針が定まるものと承知してございます。

次に、体育協会補助金でございます。これも前の説明と同じように、今後の総会等におきまして、どういう方向でいわゆる不足分を補うのか、お話しされる内容かと伺ってございまして、現時点で私どもの方から、ああしろ、こうしろという段階ではなからうかと思っております。よろしく願いいたします。

- 委員長（佐々木 肇） 村川委員。
- 委員（村川壽司） わかりました。そうすれば、今のところ県からの補助は入っていないということですね、一つは。
- 委員長（佐々木 肇） 教育部長。
- 教育部長（宮下孝信） 県の方は、体制としては補助は出すよということですが、予算上どういう取り扱いしたか、そこについて私未確認でありまして、まことに申しわけございません。後ほどお答えいたします。
- 委員長（佐々木 肇） 村川委員。
- 委員（村川壽司） では、わかりましたら、その時点で実行委員等に教えていただければ大変助かるのではないかなと、そう思います。
- それから県民体育大会、北奥羽の大会、これが体協の外へ出る大きな事業かと思えます。そういう点で、現段階で新むつ市で出場するのか、また旧市町村の体協で出場するかという線もまだはっきりしないということですね。そうすれば、今のところ何か先般の県の駅伝の会議では、県民駅伝についてはもう新むつ市で出るということが発表されていまして、その点についてはできるだけ多く県から予算をもらえるような形で頑張ってきてもらいたいと、そう思いまして、私の質問は終わります。
- 委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。横垣委員。
- 委員（横垣成年） 1点だけお尋ねさせていただきます。
- 75ページのウェルネスパークの管理費というところで7,100万円というふうに計上されているのですが、これ一般財源として6,800万円ということまで計上されております。これは、純粹にむつ市の懐から出すというお金でよろしいでしょうか。ちょっと確認させていただきます。
- 委員長（佐々木 肇） 教育部長。
- 教育部長（宮下孝信） 一般財源ということでご理解いただきたいと思います。
- 委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。横垣委員。
- 委員（横垣成年） 市長にお聞きしたいのですが、たしか私一般質問でやったとき、このウェルネスパークの維持管理費だとか産業振興拠点施設、それらはむつ市の財政には迷惑をかけない施設だということで私は大変安心していたのですが、そこはどうなったのでしょうか、市長、ちょっとお聞きしたいのですけれども。これだと6,800万円も負担をかけるということで、よろしくをお願いします。
- 委員長（佐々木 肇） 企画部長。
- 企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

ただいまの件は、基金に積んでいるものを使うということで一般財源にはなっておりますけれども、同じように通常の電源立地地域対策交付金と同じような扱いでございます。ただ、必ずしもすべてが申請して電源立地地域対策交付金で賄えるかどうかというのは、その事業の中身、これは県及び資源エネルギー庁と協議しますので、これは認められないとか、そういうのは若干出てくると思います。必ずしも100%ということではございません。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。半田委員。

○委員（半田義秋） 69ページの教育振興費について、私はこれ市長の考えをどうしても聞いておきたいものですから、無理して今、質問します。

というのは、先日の市長の施政方針の中でもちょっと触れましたけれども、昨年9月に川内高校と大畑高校が校舎化、つまり分校になるのですよね。それにつきまして、市長が今までよその町だと思っておりましたでしょうけれども、今はむつ市になりましたので、そこで市長はどのようなお考えでしょうか、お尋ねします。校舎化に関してどのようなお考えをお持ちですか。市長から聞きたいのです。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（杉山 肅） 県教委で出した方針、これは川内の前の町長さんからお伺いしたのですが、とにかく打診という形で旧大畑町、旧川内町、大間町等に来ている。その後、県教委の内部での検討が少し別な方向にも動いているというようなこともあるようです。新しいまちがスタートしましたので、今度は私どものまちの問題として、川内、大畑両校についての考え方をきちんと整理をして立ち向かっていかなければならないだろうと、そう考えております。

○委員長（佐々木 肇） 半田委員。

○委員（半田義秋） ありがとうございます。実は、今ここに野呂議員が川内高校のPTAの会長さんをやっているのですが、昨年署名運動をしてもらってかなりの署名を集めました。しかしながら、県の方では校舎化に向かっているみたいです。市長、これは速急を要することなのです。どうにか市長自ら我々を引き連れて県の方にでも陳情にひとつ行ってもらえないでしょうか。我々も皆行きますので、ひとつよろしくお願いします。というのは、川内高校が40人になるのです。来年度から40人募集で、今の半分になるのです。別に生徒の数が少なくなるわけではないのです。私は、いろいろ調べてもらったら、これから七、八年は現状のままでいけるのです。2学級でいけるのです。それを県の方では無理無理経費削減という名目で1学級40人にしようとしていますので、市長、ひとつ頼みます。どうですか、市長、我々を連れて

いく気ありますか。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（杉山 肅） 前にも申し上げたと思うのですが私、昭和48年に県会議員に当選して、それから3年間文教公安常任委員をやっております。そのとき文教公安常任委員会にかかっておった陳情書、各町から出ている早く県立高校をつくってくれという、これは私、常任委員会で審査する問題でないだろうということで一括して県教委の方に移管させたという記憶があります。つまり議会の常任委員がこの学校は次、この学校は次というふうに指定するものではないだろうと。事務的にも、あるいはそれぞれの環境を見ながら、次はどのまちの学校をつくるというふうに県教委の判断で決めるべきものだろうというふうに権限をもとに戻したのです。そのころできたのが今の川内であり、大畑であり、大間もそうです。それから、大体32年たって、今学校を減らすという論理が出てきておるわけですが、確たる根拠のない論理だろうと私は思っています。それぞれの学校にはそれぞれの進学する子供たちがいるわけです。何を理由に、ちょうど今から三十数年前に次々に建設した学校をまとめて面倒を見るという論拠にしているのか、これはよくわからぬ。ですから、そういう学校を持っている市町村長がまず結束する、あるいは市町村議会の議長さんが結束するという形で、一つの土地の下北あるいは新むつ市だけの運動ということではなくて、もっと大きな論理的なものをまとめるための組織にする必要があるのではないかと考えております。県もそのような気配を察知して、県教委も察知して、少しあいまいな表現に変わってきているというふうに私は感じ取っています。間もなく市町村長会議もあります。そういう中で発言をしていく必要もあろうと思います。下準備も必要でしょう。そういうことを進める必要があると思います。ですから、議長にもお願いして、青森県の市町村議会の議長会の方でも運動を展開していただくということが必要ではないかと思っております。

○委員長（佐々木 肇） 半田委員。

○委員（半田義秋） 市長、どうもありがとうございました。これは、恐らく県の議会の方に、もう6月に私は入るのではないかと思いますので、早急にお願ひしたいと思っております。というのは、何しろバス通学すると3万幾らの負担がまたふえますので、そうなれば保護者の親御さんの負担もかなりふえますので、そのために学校に行けないという子も出てこないとも限りません。ひとつよろしくお願ひいたしまして、終わります。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで第10款教育費についての質疑を終わります。
暫時休憩します。

午後 2時27分 休憩

午後 2時43分 再開

○委員長（佐々木 肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第11款公債費について概要説明を求めます。企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、第11款公債費でございますが、これは1目元金、2目利子でございますが、これは歳出での各種事業に対する起債の元金利子の償還分でございます。平成16年度末の見込みで約408億円ぐらいの起債残高になる見込みでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。半田委員。

○委員（半田義秋） ちょっとお尋ねします。

ここに元金33億円、これは返還ですね、それに借金の利子が9億円あるということです。一体全体私も聞くのはちょっと怖いような気がするのですが、けれども、合併して借金が大体どのくらいあるのですか。私もちょっと市民に聞かれることがあるのですけれども、さて、幾らかなといつも言うことができないので、ちょっと教えてください。

○委員長（佐々木 肇） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

平成16年度末の見込みということでお答えいたしますが、むつ市が221億円、川内町が68億円ちょっと、大畑が79億円弱、脇野沢村が39億円ぐらいでございます。合わせて408億円ぐらいになると思います。

○委員長（佐々木 肇） 半田委員。

○委員（半田義秋） 市長、408億円借金あるそうですけれども、これをどのように返していくつもりなのでしょう。今33億円毎年払うのですけれども、またこれ起債起こすのでしょうか。そうすれば、この400は減りませんよね。私は、単純計算するとそうなのですから、何か返すめどもあるのですか。どのような計画ですか。

○委員長（佐々木 肇） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

起債は、毎年その事業によって起こしたり、それからあと切れていくものもございましてけれども、今の見込みですと平成17年度、先のことでございます。

すが、これで約20億円近い起債残高が多分減るのではないかなと。これは、改めて起債を起こさない場合でございますけれども、事業がだんだん圧縮、あるいはまた率のよいものを借りると。そういったことで減らしていくという方法しか今のところはちょっと見当たりません。あと効率的な財源の運用ということでございます。それに尽きるような感じでございます。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 半田委員。

○委員（半田義秋） せっかく合併して、合併特例債もまだまだ使えるのは先の話だと、まして借金は、これは返済できないという代物ですので、この408億円という借金は、かなり経費を削減しなければ、借金少なくなる可能性は少ないです。ひとつふんどしを締めてかからないと借金返済はおぼつかないのではないかなと、私はそのように思っています。これでいいです。どうもありがとうございました。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで第11款公債費についての質疑を終わります。

次は、第12款諸支出金について概要説明を求めます。企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 次に、第12款諸支出金でございますが、これは第1項公営企業費の1目公営企業費と。この中身でございますけれども、負担金補助及び交付金、それから貸付金、それから繰出金といったものがございます。これの主立ったものとして下北医療センターへの負担金がございます。それから、これも同じく下北医療センターへの貸付金、それから出資金が水道事業会計、あと繰出金が同じく用地造成、水道事業会計でございます。この水道事業会計の最後のものは、4億円平成15年度に借りておりまして、これを返還するというようなものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。柴田委員。

○委員（柴田峯生） 質疑というよりもご意見を申し上げたいのですが、実はむつりハビリテーション病院に現在長年通院を認められて通院してきた患者さん方が3月31日で通院を打ち切るという通告をされていらっしゃるようなのです。今後の外来は、本当のリハビリのいすに乗ったような人だけというようなことになっているようなのですが、新規の外来が認められないのはわかるにしても、従来ともにその病院に通って、国病の段階からずっと継続して外来で診療を受けてきた方々が今、一気に打ち切りというようなお話を

伺ったわけです。私は地域医療というものを考える、下北全体の医療ということを考えるならば、一気にそういうような打ち切りをするという、どんないきさつがあるのかわかりませんが、できればそういう今まで通っていらっしゃる方々は、そこにいらっしゃる医師を信頼して通ってきたというようなことで、今後別な病院を紹介されていくということなのですが、逆にそのことを受けて体調を崩しているという方も私は伺っております。そういったことで、これ何とかならないのかなと、そういったことでご意見として改善方法がないのか、あるいは移行措置としてもう四、五年そういう経過をとれないのか、お伺いしたいなと、こう思っていますが、いかがでしょうか。

医療センターのことですから、意見で終わってもいいですけども、ただ管理者であるむつ市長にぜひそういったことにも問題点があるということも含めて下北医療センターでお考えいただければありがたいなと、こう思います。

○委員長（佐々木 肇） 要望ですよ。

○委員（柴田峯生） 要望として出しておきますので、よろしくひとつお願いします。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第13款予備費について概要説明を求めます。企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 第13款予備費でございますが、これは昨年度と同じ3,000万円を計上しております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで第13款予備費についての質疑を終わります。

これで歳出の質疑を終わらせて、続いて歳入の審査に入ります。

歳入第1款市税から第19款市債まで一括説明を受け、審査いたします。

概要説明を求めます。総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 第1款市税についてご説明いたします。

平成13年度予算額は、旧4市町村合併後の予算額を計上しておりますが、前年度予算額は平成16年度の旧むつ市の予算額を計上しておりますので、ご了承いただきたいと思います。

10ページをごらんいただきたいと思います。市税についてご説明いたします。1目個人市民税についてでございます。低迷する経済不況と相まって、

主に公務員の給与据え置き勧告や諸手当のカット等によりまして、給与所得の増は多く望めないことから、旧むつ市は減と見込んでおりまして、旧3町村の上乗せ分を計上した形となっております。

次に、2目法人市民税についてで説明いたします。これも個人市民税と同様、景気低迷による法人所得が減少することが予想されますことから、旧むつ市は減と見込み、減額をしております。

第2項1目固定資産税についてご説明いたします。固定資産税につきましては、主に評価替えによる土地、家屋の減額のほか、償却資産についても減額となる見込みでありまして、旧3町村の上乗せ分の増額となっております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金についてであります。これは、合併によりまして、国有林が新市に多く組み込まれますことから、大幅な増となったものであります。

第3項軽自動車税についてであります。車両台数を合併に伴い1万9,830台と見込んでおります。

次に、11ページをごらんいただきたいと思っております。第4項市たばこ税についてでございます。旧むつ市ではたばこ消費税の減を見込み、旧3町村の上乗せ分を計上した形となっております。

第5項特別土地保有税についてでございます。この特別土地保有税につきましては、平成15年度以降国の制度改革によりまして、その課税を停止いたしております。新たな課税を実施しませんので、滞納繰越分のみの計上となっております。

第6項都市計画税について。この都市計画税につきましては、むつ地区のみの課税となっておりますので、自然増を見込んでおります。

第7項入湯税について。入湯税につきましては、旧脇野沢村を除く旧3市町の課税となりますので、その課税額を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、11ページの一番下の第2款地方譲与税から後のご説明をいたします。

地方譲与税でございますが、これは所得譲与税が平成18年度までに所得税から個人住民税へと本格的に税源移譲するまでの間の暫定措置として、所得税の一部を用途を限定しない一般財源として地方へ譲与するものでありまして、人口により都道府県及び市町村に譲与するというので、その見込額を計上しております。

次の12ページにまいります。12ページの地方譲与税の第2項自動車重量譲

与税でございますが、これは車検時に課せられる税、その収入3分の1が市町村の道路延長、面積で案分により交付されるということでの見込額を計上しております。

それから、続きまして次の第2款第3項の地方道路譲与税、これは市町村に対して道路譲与税の57%が配分されます。市町村の道路延長、面積で案分により交付されるというものでございまして、これも同じく交付見込額により計上しております。

それから、第3款第1項利子割交付金でございますが、これは昭和63年度中においてマル優制度の廃止に基づく利子所得に対する課税でございます。県は市町村に対し、利子割の95%の5分の3相当額を市町村の個人県民税で案分により交付ということになっております。その分を見込額で計上しております。

次に、第4款第1項配当割交付金でございますが、上場株式等の配当所得に関する個人住民税の課税方式を見直ししまして、特別徴収制度、これは源泉徴収でございます、これを導入するというところでございました。配当割収入額から徴税費相当額を控除した後の金額の一定割合、これは3分の2でございますが、これを市町村へ交付するというところでございます。それに基づき見込額を計上しております。

次に、第5款株式等譲渡所得割交付金でございますが、これも株式等の譲渡所得に関する個人住民税の課税方式を見直しして、特定口座以外の株式等譲渡所得について特別徴収制度、これも同じく源泉徴収を導入するということの額でございます。株式等の譲渡所得割収入額から徴税費相当額を控除した後の金額の3分の2を市町村へ交付ということでの計上でございます。

次の13ページにまいります。第6款第1項の地方消費税交付金でございます。地方分権の推進、地域福祉の充実等のための地方税源の充実を図るという観点から、消費譲与税に変えて創設されまして、平成9年4月1日から施行されております。消費税5%のうち地方消費税1%、都道府県における精算後の地方消費税収入額の2分の1に相当する額を県内の市町村に交付額の交付ということで、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲するまでの間の暫定措置として交付されるといったようなものでございまして、人口により都道府県及び市町村へ譲与するというところでございます。

第7款自動車取得税交付金でございますが、これは自動車の取得に対して課税され、市町村の道路に関する費用に充当するための財源として計上しております。

第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金の中の第1項の国有提供施設等所在市町村助成交付金でございます。これは、自衛隊が使用する防衛施設の土地、建物及び工作物等の評価額により交付されるもので、交付額の10分の7に相当する額は、対象資産の価格の合算額で案分した額、これ10分の3は対象資産の種類及び用途、市町村の財政状況を考慮し、総務大臣が配分するというので、これも交付見込額を計上しております。

次の第9款地方特例交付金でございます。これは、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律というのが平成11年度に創設されておりました。恒久的な減税に伴う減収見込額の4分の1を減収補てん債で充当されま。残りの4分の3は、たばこ税の移譲分及び法人税の交付税率のアップによる補てん額を除いた額で交付ということで、この額が計上されております。

次の第10款第1項1目の地方交付税でございますが、普通交付税は基準財政需要額と基準財政収入額の差が財源不足額として交付基準額とされます。地方交付税の税額は所得税と酒税の32%、法人税の35.8%、消費税の29.5%、たばこ税の25%という一定割合を基本としてマクロベースで毎年度決定され、それに基づいて見込額を計上しています。

次の14ページ、第11款第1項交通安全対策特別交付金でございますが、これは交通反則金でございますが、これは国から年2回交付されるもので、交通安全施設の整備に充当する財源として計上しております。

第12款分担金及び負担金、この第1項負担金でございます。1目の民生費負担金、これは知的障害者の入所者負担金、あるいは老人ホームの入所者負担金、特に大きいのが児童福祉費の負担金でございます。保育児童保護者負担金ということで、かなり大きい額、2億円余の負担金を計上しております。農林水産業費負担金、これは廃目でございますが、青森東部区域緑資源公団事業費受益者負担金が事業終了ということでございます。

次の第13款使用料及び手数料の第1項使用料の中の1目総務使用料でございますが、これは総務管理使用料と行政財産目的外使用料、その他コミュニティ使用料、センターの使用料でございます。

2目の民生使用料でございますが、これは交通広場におけるバッテリーカー、それから各種センターの使用料、老人福祉、児童館入館の児童使用料というようなことでございます。

3目の衛生使用料でございますが、これは斎場使用料、埋葬場所使用料34区画分でございます。

4目の農林水産業使用料でございますが、市民農園使用料、これ10万円でございます。これは、新しく市民農園をやるということでございます。その

ほか大きいものとして2,527万円の畜産業使用料というのがございますが、これは市営牧野、あるいは畜舎の利用、川内の牧野とかといったようなものの使用料でございます。

次の15ページでございます。5目の商工使用料でございますが、これは右の方にかなりいろいろな項目がございます。各地域でございます温泉あるいは保養センター、夢の平成号の乗船料等でございます。

5目の土木使用料でございますが、これは住宅の使用料、公営住宅が旧4市町村全部でございますので、これの使用料でございます。

7目の教育使用料でございますが、教育財産の目的外使用料あるいは社会教育使用料、野猿公苑の入苑料。特に大きいのが体育施設の使用料でございます。一番大きいものとしてはスキー場のリフト券がございます。

続きまして、第13款第2項手数料でございます。総務手数料が一番大きいもので戸籍住民基本台帳の手数料というのがございまして、3,489万1,000円と、これが主なるものでございます。

2目の民生手数料でございますが、これはホームヘルパーとか精神障害者短期入所施設利用料ほかサービスの手数料でございます。

3目の衛生手数料でございますが、大きいのが清掃手数料の1億1,000万円余、これは廃棄物処理の手数料が1億1,108万2,000円と、これが主立ったものでございます。

4目の土木手数料でございますが、これは屋外広告物審査許可の手数料でございます。

それから16ページ、第14款国庫支出金でございますが、第1項国庫負担金、そのうちの1目の民生費国庫負担金でございます。これは、社会福祉費の負担金あるいは児童福祉費負担金、生活保護費といったものがございます。いずれも非常に大きい額でございますが、特に大きいものとして生活保護の負担金13億円以上がございます。

それから、2目の衛生費国庫負担金でございますが、これは保健衛生費の負担金で各種保健事業、それから国保に出します保険基盤安定負担金、それから母子保健衛生費負担金等でございます。

教育費国庫負担金は廃目でございます。

次の第14款国庫支出金の第2項国庫補助金でございますが、1目の民生費国庫補助金でございますが、これは身体障害者デイサービスほか、そういったものにかかわる各補助金でございます。

それから次の17ページ、2目の衛生費国庫補助金でございますが、これは老人医療費適正化対策事業にかかわる補助金、それと浄化槽の設置整備事業

に係る補助金でございます。

3目の土木費国庫補助金でございますが、これは家賃収入の補助金でございます。各地区に団地、造成はしてありますけれども、それが完成するまでの間の暫定措置として補助するものでございます。

それから、4目の教育費国庫補助金でございます。これは、教育総務費あるいは小学校の補助金、要保護、大きいのは幼稚園就園奨励費補助金というのがございます。真ん中辺に原子力エネルギー教育支援事業費補助金というのがございまして、これは930万円盛っております。

それから、ここにカモシカにかかわる社会教育費補助金の中に特別天然記念物食害対策事業費補助金として220万円盛っているということでございます。

5目の特定防衛施設周辺整備交付金でございますが、これは特定防衛施設周辺整備交付金でございます。未整備水道の整備により、生活環境の向上を図るといったようなものでございまして、各地区何カ所かを予定しております。

それから、6目の合併推進体制整備費補助金でございます。これは7,784万円でございます。文書管理とか、合併後のいろいろな契約管理、庁舎管理、そういった合併の体制を整備するための補助金でございます。

総務費国庫補助金、廃目でございますが、これは地域イントラネット基盤整備の事業が終わったということでございます。

次の第14款国庫支出金の中の第3項委託金でございます。1目の総務費委託金でございます。これは、防衛施設区域提供事務費の委託金、これは自衛隊の募集事務ということで相談業務の中でやっているものでございますが、それから外国人登録事務費の委託金でございます。

2目の民生費委託金でございますが、これは国民年金事務費委託金。もともと市町村にみんな委託しておりましたものでございますが、残っている部分もございまして、その委託料でございます。

続きまして、18ページの第15款県支出金でございます。第1項県負担金の中の1目民生費県負担金でございますが、この中の主立ったものとして、保育所運営費補助金が非常に大きい額で、1億1,981万2,000円ということでございます。それと、生活保護法第73条負担金936万6,000円。これは居住が明らかでない被保護者に対して市町村が支弁した保護費等の経費の残でございます。

それから、衛生費県負担金でございますが、これは保険基盤安定負担金、保健事業費負担金等でございます。

続きまして、第15款県支出金、第2項県補助金、1目の総務費県補助金でございますが、これは市町村合併特例交付金というのが大きいものでございまして、このうちの8,653万7,000円は、合併のための支援特別交付金でございます。

2目の民生費県補助金でございますが、これは民生委員協議会への補助金、あるいは重度心身障害者医療費助成事業費補助金等でございます。あと各種障害者の方の補助金等が下に並んでおります。

次に、19ページの3目衛生費県補助金でございます。これは保健衛生関係費の補助金でございます。乳幼児はつらつ育成事業費補助金、これが2,052万円、これが大きい額でございます。

それから、4目の農林水産業費県補助金でございますが、この中で特に大きいものは、2節の畜産業費補助金のバイオマス利活用フロンティア整備事業費補助金というのがございます。これは、斗南養鶏に関する補助金で、8,100万円以上の額といったことでございます。

それから、5目の商工費県補助金でございますが、これは活力ある商店街推進事業費補助金ということで計上しております。

6目の教育費県補助金でございますが、これはすくすく子育て支援費補助金が473万6,000円、あとは個性あふれる学校づくり推進事業費補助金というようなことでございます。

7目の公営企業費県補助金でございますが、これは中核病院経営健全化対策費の補助金でございますして1億3,100万円。これは、県、市、国と一緒に赤字を解消していくための、その中の一部でございます。

20ページでございますが、8目の電源立地地域対策交付金ということで5億9,133万5,000円と。これは、文字どおり電源立地地域にかかわる各種交付金でありますけれども、これがここに県からの交付金ということで計上しております。

次の第15款県支出金、第3項県委託金、1目総務費県委託金でございますして、この中には主なるものとして2節の徴税費委託金5,644万円、これが非常に大きい額でございます。あとは5節の統計調査費委託金が3,729万円ということがありますが、これは今年度国勢調査が行われますので、この経費として3,650万9,000円が計上されております。

2目の労働費県委託金でございますが、これは出稼ぎ労働者の援護のための委託金でございます。

3目の農林水産業費県委託金でございますが、これはふるさと農道緊急整備事業費委託金が721万円が一番大きい額でございます。

4目の商工費県委託金、下北半島国定公園の清掃作業の委託、あるいは水道施設管理委託料でございます。

5目の土木費県委託金でございますが、これは都市計画の委託金で都市計画法分の権限委託費、屋外広告分の各種事務にかかわる委託分でございます。

6目の教育費県委託金でございますが、これは不登校児童の適応指導調査研究委託金、それから学校生活相談員の活用調査研究等にかかわる各種委託金でございます。これは、県のトータルでございますけれども、県のトータルで昨年、平成16年度の当初での旧4市町村分の合計額から比べますと、5億円ちょっと落ちております。それだけ県が絡む事業費が減っているというような状態でございます。

次に21ページ、第16款財産収入でございます。第1項財産運用収入、1目財産貸付収入でございます。土地、建物の貸し付け、これは2カ所、大湊新町の飲食店街、東北電力の敷地等の貸し付けということでございます。

それから、2目の利子及び配当金ということでございますが、これは各種利子分の計上でございます。ほとんど大きいのはありません。地域産業振興基金が若干あるぐらいでございます。

第16款財産収入、第2項財産売却収入でございます。1目の不動産売却収入でございますが、これは市有地の売却収入で、むつ2カ所、川内1カ所、市有地を売り払うということで計上している額でございます。

2目の動産売却収入でございますが、これは市有牛の売却収入を見込んでございます。

それから、3目の生産物売却収入でございますが、これはむつ金谷沢地区の乾牧草売却収入、川内では堆肥売り払い、同じく陶器の売り払いとか、そういった市の生産物売却収入を計上しております。

次の22ページ、第17款第1項基金繰入金でございますけれども、1目の地域産業振興基金の繰入金14億8,423万7,000円でございますが、これは産業振興拠点施設あるいはウェルネスパークの工事費等にかかわるものを財源に繰り入れしたものでございます。

2目は関根浜沿岸漁業振興基金繰入金、これは100万円、関根浜沿岸漁業積立金を繰り入れたということでございまして、組合経営の安定向上を図るためということでございます。

それから、3目のふるさと活性化対策基金繰入金でございますが、これはわさび研究会等にかかわる補助金等でございます。

それから第18款諸収入、第1項市預金利子でございます。それから、第2

項延滞金加算金及び過料でございますが、これは諸税等延滞金でございます。

第18款第3項貸付金元利収入でございますが、これは各種貸付金、右欄に説明がございますけれども、これらにかかわる元利収入を1目から2、3、4、5、6目まで見ております。

続いて23ページの第18款第4項受託事業収入でございます。1目の総務費受託事業収入でございますが、これは電算センターの電子計算業務受託事業収入ということでございます。それから、むつ下北情報ネットワーク運営費、これは各市町村入っておりますので、ここからの運営費を受託事業収入として1,879万円見ております。

それから、簡易郵便局受託事業収入でございますが、これは蛸崎部落の簡易郵便局に委託している分の収入でございます。

2目の民生費受託事業収入でございますが、これは保育所の広域入所受託事業収入で、東通村から受け入れている児童がございまして、これが132人でございますが、その収入でございます。

農林水産業費の受託事業収入、3目でございます。これは、緑資源公団に委託しておりますが、造林受託事業収入でございます。それから、あとひらめ育成管理業務受託事業収入でございます。

4目の土木費受託事業収入でございますが、これはゆとりの駐車帯維持管理受託事業収入ということでございまして、これは川内、佐井、脇野沢でやることに合意して負担しているものでございます。

それから、第18款第5項雑入でございますが、1目の年金委託金は、農業者年金業務の委託金でございます。

2目の納付金でございますが、これは臨時職員の雇用保険料の納付、それから日本スポーツ振興センターの納付、それから保育所と小中学校がござい
ます。

返還金でございますが、これは生活保護の返還金でございます。

それから、4目の雑入でございますが、これはかなりいろいろございまして、教育研修センター町村負担金、それから大きなものでは一番下の小中学校児童生徒給食保護者負担金というのがございました。これは、脇野沢で前中学校のところに計上しておりましたが、今回この項目に雑入として計上することといたしております。

それから次のページ、これは同じく雑入ですけれども、説明の欄でございます。これは、特に大きい額として、歳入不足額12億5,650万3,000円がありますけれども、これが今回の予算の歳入歳出の差額、足りない分ということで計上しております。

第19款市債でございますが、1目の総務費に減税補てん、臨時財政対策、その他防災無線整備等の市債を載せております。

次の2目民生債でございますが、これは保育施設整備債でございます。

3目の農林水産業債でございますが、これは農道整備、漁港整備にかかわるものでございます。

4目の土木債につきましては、道路橋りょう整備債、土木債が非常に大きくて2億5,090万円といったような大きい額でございます。河川整備債、港湾整備債、公営住宅整備債といったものでございます。

それから、5目の教育債でございますが、3,170万円で、これは学校整備、体育施設整備にかかわるものでございます。

歳入合計いたしますと291億800万円と。前年度は219億円ということになっておりますけれども、これはむつ市が合併する前の額でございますので、これとはちょっと比較はできません。旧4市町村全部一緒にした平成16年度の当初予算では334億6,786万円といったような額になりまして、これは平成16年度の当初、合併する前の旧4市町村合わせた額、それを今の合併しての予算と比較いたしますと、約43億5,000万円ぐらいの圧縮と、それだけ少ない額になっております。それだけ事業がかなり減ったといったようなことになろうかと思えます。

以上、簡単ではございますけれども、歳入の説明といたしたいと思えます。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。柴田委員。

○委員（柴田峯生） 24ページ、今までの市長の答弁にありますように、旧4市町村の分の、特に旧町村の分につきまして要望があった分、そのまま意思を尊重して計上したと、こういうお話ですので、我々合併シミュレーションによる考え方では約280億円というのが財源だったと思えます。それが10億円膨らんでいるわけですが、その結果、12億5,650万3,000円という空財源が計上になっているわけです。

ちなみに、もし誤解があれば後でご答弁で訂正していただきたいのですが、実は平成16年度の予算を見ますと、旧むつ市の当初予算で9億2,900万円の空財源、そして旧大畑町で4億3,867万2,000円、旧脇野沢村が2億8,786万9,000円だったわけです。その後合併後の3月14日以降の予算ということでむつ市の補正予算を見ると4,962万1,000円の空財源専決と、それから2月22日の補正で12億8,534万9,000円の空財源が計上になっています。ご案内のように、2004年の決算赤字で繰上充用されただろうと思うのですが、そのときの私の持っている資料で見ますと、むつ市が13億126万1,000円、これらが

年度の途中で補正されていないとすれば、この空財源の総額が36億6,500万何がしになるわけです。私どもの旧脇野沢村で見ますと、繰上充用した額が6,437万2,000円、そしてその後2度補正しまして、6月の補正で1,412万9,000円、それから2月28日に最終補正で2,806万6,000円の2回の減額をしまして、最終的には空財源が3億1,004万6,000円という状況にあるわけです。ご案内のように、これまた旧むつ市の3月14日以降の補正予算を見ると、旧町村の引き継ぎのために一時借入金を元金、利子ともに合わせて30億5,171万円を返済するために先ほど申し上げたいいわゆる2月22日の補正で12億8,534万9,000円の空財源を計上せざるを得なかったという経過だろうと思うのです。それで、今現在旧町村の分の決算のさなかだろうと思いますけれども、実際5月31日の新むつ市の予算で、いわゆる平成16年度分の赤字がどの程度出る見通しなのか。それに伴って繰上充用はどの程度出る見通しなのか、まず最初お答えいただきたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

ただいまのご質疑、非常に苦しいご質疑でございますけれども、昨年歳入不足額、平成16年度当初で旧4市町村全部合わせますと16億円を超えます。そのほかに平成15年度の累積赤字、各旧市町村全部足しますと12億円ぐらいになります。これを単純に足しますと相当な額になるわけでございますけれども、これに新年度の12億5,650万円の歳入不足が足されていくということになりますから、これ単純に足しますと相当な額になるのはご理解いただきたいと思います。平成16年度の見込み、そのまま足した額には当然なりません。今まだ整理しております。これから入ってくるお金も確かにございます。それを入れますと30億円は切るのではないかと。多少は超えますけれども、その間に入札残、その他執行残とかいろいろございます。予定よりも多く入ってくる金、そういったこともございまして、二十五、六億ぐらいまでいくのではないかなというような試算をしております。そういったことで単純に全部足した赤字額がそのまま繰り上がっていくというようなことにはなりませんと今、考えておりますけれども、これはまだ断言できる状態ではございません。かなり厳しいといったことをご認識いただければと思います。

○委員長（佐々木 肇） 柴田委員。

○委員（柴田峯生） 施政方針で市長も決意を述べられておりますように、赤字再建団体には落とさないようにしたいという決意がございまして。我々もそれを望んでいるわけですが、今の部長の答弁で大体25億円ぐらいだと、やや胸をなでおろす歳入の状況なのですけれども、きょう22日ですから、あと何

日もありませんけれども、旧市町村から引き継いだ業務でも不要不急のものはやめるという考え方も私は大いにやっていただきたいと思います。そして、財源の留保をするというような考え方で、ぜひその25億円ぐらいの線は最低限確保するというような方向でまず考えを進めてもらいたいと思います。

次に伺いますのは、合併に伴う補助金の関係ですけれども、これは予算資料の17ページと18ページに国と県の合併推進体制の補助金というのが盛り込まれております。国の方は7,784万円、県の方は8,653万7,000円という計上なのですが、我々に示された財政シミュレーションによりますと、国の補助金は平成17年度から平成19年までの間に3億9,000万円、これを均等にして入るということで、その金額を計算すれば1億3,000万円になるはずなのに、やや半分程度という計上です。それと、県の方も5億6,000万円、平成17年度から平成21年度までは0.16の割合で5億6,000万円になるわけです。これは、(基本額)5億円に対して2市町村加わって7億円になるわけですが、平成16年分も入るために(5億6,000万円に)減るわけです。そうすると市町村合併支援特別交付金も、少なくとも1億1,200万円程度、悪く計算しても8,960万円ということなのですが、これらが歳入として見られておりません。これは、財源留保という形をとったのか、それともこのように補助金が下がる見通しなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長(佐々木 肇) 企画部長。

○企画部長(渡邊 悟) ただいまの交付金は財源留保でございます。

○委員長(佐々木 肇) 柴田委員。

○委員(柴田峯生) 財源を留保しているというのであれば納得できます。今後の予測しがたい財政に備えたらと思いますが、ただご説明の段階でもなかったものですから、お聞きいたしたわけでありませう。

それから、基金の繰り入れが盛られております。主に旧むつ市の部分が多かったと思いますけれども、それと基金に対しましては果実、利息を基金に振り替えるための収入を見ておりますが、現実に申し上げまして、この基金は現在どのくらいあるわけですか。それを各基金ごとに、予算書の21ページにそのことがあるのですけれども、お知らせ願いたいと思います。

○委員長(佐々木 肇) 企画部長。

○企画部長(渡邊 悟) 今調べていますので、ちょっとお待ちになってください。

○委員長(佐々木 肇) 柴田委員。

○委員(柴田峯生) 手元に資料をお持ちでないようですので、それは後でということにして、次に移ります。

実は、予算資料の13ページに交付税の関係がございます。ちなみに、平成15年度の旧4市町村の特別交付税が18億976万6,000円で、そのときには平均で4.92%ぐらいの減になっているわけです。平成16年度のところを見ますと、16億7,019万3,000円、7.7%、市長もおっしゃいましたけれども、いわゆる過疎に関しての費用の分が災害の方にとられて下がったということなのです。それで、今年度の当初予算に16億9,100万円、実際今年度の金額より2,100万円だけ増加、見ているわけです。しかし、合併措置によりまして、平成17年度から平成19年度、いわゆる財政措置を見ると5億9,000万円ですが、その平成17年度は50%ということですから、2億9,500万円というものが合併に対しての特交措置になるだろうと思われているわけなのですが、2,100万円、これも例えば財源留保という考え方でよろしいのですか。いかがでしょう。

○委員長（佐々木 肇） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

2億9,000万円というのは、確かにそういう見込みで私たちは見ておりますけれども、今の部分は一応財源留保ということでお考えいただきたいと思っております。

それから、先ほどの基金の現在高でございますが、21億4,292万4,000円です。これは、ウェルネスパーク等で取り崩しまして少なくなっております。

○委員長（佐々木 肇） 柴田委員。

○委員（柴田峯生） こうして見ますと、財源留保後も実際見ると数億円にとどまると、また基金の状況も非常に切迫した状況ということがうかがわれると思います。そういった意味で、今後の財政運営には厳正な立場で当たっていただくと、そして歳入についてはできるだけ多く確保するような努力をしていただくことを申し上げて質問を終わります。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 歳入でしか聞けないというつらさもちょっとありまして、第15款第2項8目電源立地地域対策交付金についてであります。この用途についてであります。総括でも質疑させていただきました。本来であれば、一般住民に返すべきものを事業費に使うということになっておりまして、この事業費に使うという事情は、これまでのお話を聞いて重々理解はいたします。しかしながら、このことについては、新市になって旧町村からおいでいただいた一部の議員さん方にはまだなじみがないかもわかりませんが、平成15年の施政方針において市長は、私ども、または市民に公約をしたわけでありまして。3億5,000万円をきちっとこれまでのお世話になった分と

というのはどうでしょうか、わかりませんが、長年事業費に費やしてきて、各種いろんな形の要望が上がって平成16年、平成17年には返しましょうというような約束をしたわけでありまして。このことを1年足らずで覆すということについては、一般の市民にとって、いろんな市民の立場があるかもわかりません。そんなに困っていないから、どうぞ使えよという方もいらっしゃるかもわかりませんが、生活保護を受けている方とか、視点をずっと下げれば、今の社会状況からすれば、何としても市民の方々は1万円弱のお金でものどから手が出るほど欲しいということは実態であります。再三にわたって財政のことを話されておりましてけれども、その市長が発言された、為政者として発言されたというその重み、責任は、これは何にもかえがたいというふうに私は思っています。そのことをこういう形で予算書にもう計上して了解を得るのだという手法、これも昨年の8月に私どもに示されました。確かにそのときには、合併がどういうふうになっているかというようなことはまだわかりませんでした。市長は、市長の頭の中には、合併もしてみんな入ってくる、そうすると、それはお家の事情として話せばわかるのかなという気持ちで思われて、我々には事前にそういうふうな話をしたのかもわかりませんが、私どもといたしましては、なかなか市長のその手法というものを納得しろと言われても、納得できないというようなことがあるわけでありまして、その辺の再考をできないかどうか、再度お聞かせ願いたいなど、こういうふうに思っているわけでありまして。期待はしていませんが、よろしくお願いします。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（杉山 肅） 電源三法交付金のうちの第5号適用という方法を平成16年、平成17年、2年間は実施しようということは私の口からお約束をしたことでもあります。ただ、昨年度1市4町4村が合併協議会に入って財政シミュレーションをやった段階で財源不足が極端に進む、赤字再建団体になる、あらゆる財源を探し出さなければならないという分析結果になったわけでありまして、そういう状況を受けて、平成16年度の分については、これはもう各ご家庭、事業所にお返しするということは決めておりましたし、作業も進んでおりましたから、それはそれで進めていただくと。ただし、平成17年度については合併初年度に赤字再建団体になるという事態は避けなければならないということを説明申し上げて、ご理解をいただいたうえで平成17年度の交付を取りやめるという趣旨の説明をさせていただいたところでもあります。でありますから、今日の財政シミュレーション、あるいは現実の財政運営の中でも財源不足がいよいよ厳しくなってきておる。こういう状況の中で、

平成17年度の電源三法交付金のご家庭、事業所への返還については、これは取りやめたいという方向は先日述べた考えと全く変わっておりませんので、ご了解を願いたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） こういうふうに理事者の方々が徹夜の思いで30億円も40億円も減らして予算書をつくっております。市長におかれましては、こういうふうになるということは、もう大分前からわかっておられるというふうなことで、それを決断してこられたというところにその重みがあるわけでありませぬ。今後においても、このようなことがないとは限りませぬし、またこういう財政状況を迎えるために市長はそのほかの手を打っているわけでありまして、知事からの朗報もというようなこともないわけではありませぬ。平成17年度に限ってこういうやり方をするということでありまして、今後の使い道については改めてまた相談をするということになるやもしれませぬ。そのときには、その思いをやはり市民の立場に立って、その辺を十分に考えていただきながら電気料として還元していくというふうなことをぜひお願いをしたいのでありまして、返事は重々わかっておりましたから、一般会計については附帯決議というようなことで、また改めて提出させていただきたいと、そういうふうに思っています。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。川下委員。

○委員（川下八十美） 平成17年度のむつ市一般会計歳入について、2点ほどお伺いをいたします。

その第1点は、先ほどの半田委員の質疑の中に公債費408億円、それから今の議論の中でも旧4市町村合わせた赤字の状況が報告になりました。私は、これを私たちが今日までむつ・川内・大畑・脇野沢合併協議会において審議、精査いたしてまいりました財政シミュレーションの当初のこの収支累積赤字の比較の中では、平成17年度は23億7,000万円、これを基点として財政シミュレーションを描いてきたことは申すまでもございませぬ。それが、本当に何カ月たちましたでしょうか、今日の段階でこの財政シミュレーションとの整合性が、私から言わせれば、全然なっていない。となりますると、これは一体何だったのでしょうか。それは、財政の見通しはなかなか立ちにくい、されにくいことは理解いたします。しかしながら、合併をするための一つの基本的な問題です。これは、私もそうでありますけれども、他町村のいわゆる合併から離脱した町村のいい口実になってしまいます。また、合併した私たちもこのことの見通しの甘さに関しては、やっぱり真剣に取り組まなければならないと思っております。この点について、まず市長からも、また

財政当局からもお伺いをいたしておきたいのであります。

そして、実はこの当初予算291億800万円、ご承知のように、この中には12億5,650万円の空財源があったことも事実であります。それから、再三言われております旧3町村からのいわゆる各課からの予算要求があります。これは、各地域の振興、あるいは各地域が抱えておるいろんな諸問題进行处理するためには、やはりこの30億円のカットをしたと言うけれども、これがなければ各地域の振興は私は到底望めないと思うのです。これがやっぱりカットされたということで、私は、むつ市はもとよりのことであるけれども、旧町村の住民から受けられるニーズに私は十二分にこたえていける財政規模でないということも、これは承知いたしております。が、余りにもこの財政の見通しが、こういう点からすれば、私は市当局の甘さがあるのではないかと考えておるわけでありましたが、いかがでございましょうか。

それから、第2点目は、今富岡幸夫委員からもお話がございましたが、私は別な角度からこの第15款第2項8目の県支出金、この県支出金の電源立地地域対策交付金、これは5億9,133万5,000円、この中に実は普通からいけば3億5,000万円の電気料金の還元が入っていたものと私は思っております。これは、旧むつ市だけなのでありますが、私たちは今65人でこの議会に臨んでおりますけれども、これは将来はやっぱり大畑、川内、脇野沢の全世帯、いわゆる全家庭、そういう方向に持っていくのが理想的だと思っておるのです。だが、現状はわかりません。そうなった場合の財政見通しもまず最初にお伺いをいたしておきます。この2点、先にお願ひします。

○委員長（佐々木 肇） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 先ほどの予算編成に当たって、30億円ぐらいも減らしたといったような話でございまして、財政シミュレーションとの乖離もかなりの額になったといったようなこととございまして。この平成15年度を初めとする地方交付税、11%以上が減額されたこともございましてけれども、一番大きいのは三位一体改革だったと思います。それとあと特別地方交付税がかなり、3億円ぐらい減っていたり、それから県の支出金も減っています。それから、補助費でさらに4億円も減っていると。いろんな減っている原因がかなり多岐にわたりますして、それらを全部差し引きいたしますと、それだけの差が出てくるといったこととございまして、一番大きな要因はやはり三位一体改革での交付税の減額、これがずっと響いてきているといったような状況でございまして。

それから、電気料の還元の方でございましてけれども、これはおおむね3億5,000万円といったような額でございましてけれども、これをもし今やらない

場合を仮定しますと、これは当然それを外した分を、これは返還しなければなりませんけれども、その分を一般財源か何かで穴埋めしなければならないと、それもまたありませんので、また歳入不足額が3億5,000万円ふえていくと。これがずっと続きますと、そのままふえていくと。ちょうど平成16年度、平成17年度、平成18年度の本当に累積赤字が一番ピークになるときにこの3億5,000万円が上乘せさせるというのは非常に苦しいといったような状況でございます。これからこの交付金もだんだんふえてはまいりますので、そのピークでないときであれば、またかなり赤字の影響もない時期もあるかもしれませんが、今の平成17年度、平成18年度は本当に一番苦しい状況だといったようなことでございます。

○委員長（佐々木 肇） 川下委員。

○委員（川下八十美） 実情は、これは私も長年議員をさせていただいておりますから、理解ができるわけではありますが、かといって今のこの一般財源、事業費だけでも市民1人当たり4万7,887円なのです、総事業費。だからやはり税収による、あるいは6万8,000人の市民がこの予算でいわゆる1年間食っていかなければいけない、生活していかなければいけない、市財政の方で。そういう点からすれば、私はまことにここに政治力が必要になってこようかと思うのです。

そして、2点目の関連になるのでありますが、今部長から、旧3町村入れた場合の数字がきちっと出ませんでしたけれども、3億5,000万円が今までのむつ市、これを入れると私の推計では5億円ぐらいになるでしょう。5億円のお金は、これは市長の政治判断にかかわってきますが、現在電源立地等初期対策交付金で1億4,000万円入っております。これから3月31日まで三村知事が中間貯蔵施設のことを我がむつ市に対してそれなりの対応をしてくれるとなれば、これは2期分として9億8,000万円入ってくる予定であります。私は、3月31日までは今年度は幾ら政治力を発揮しても、この点は無理ではないかと思っております。がしかし、平成18年度から、これは何としてもそういう方向でいかなければいけないとするならば、私は市長の政治判断で、こういう形は前向きに示すことができると思っております。市長、いかがでございましょうか。今の中間貯蔵施設の関連で、この電源立地地域対策交付金の関連、あともう少し政治力を今言ったように発揮して、そういう方向でやっていきますというような答弁が出てまいらないでしょうか、どうですか。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（杉山 肅） 政治力というのは、不確かなものです。環境が整ってい

るところで、要するに知事と市長が話を決めればよいではないかという問題になった時点でなければ政治力というのは発揮できない。ある程度の見通しは持っていたとしても、それをこのように公の場で明確な言葉で申し上げることは慎みたいと思っております。

○委員長（佐々木 肇） 川下委員。

○委員（川下八十美） 私は、議員の一人として、この問題については市長の施政方針の中での応答でも対案を示して、それなりに市長は私の対案に対して平成18年度からの財政の好転を見ながら検討したいという表明がなされたので、私は議員の一人としてはそういう形ですといたすわけではありますが、これから富岡幸夫委員を中心に出された附帯決議の問題もあります。それは、附帯決議の提案のときで申し上げますが、私は3回目でもありますし、委員長に、これは歳入についてであります、やはりこういった多額の空財源を組んだり、あるいは各地域からの住民の要望を達成でき得ない、しかも財政的にもカットした部分もはっきりと出ております。これは、何を意味するかということ、基本である歳入の確保がきちとなされておらない、いわゆる緊縮財政だと思うのです。ですから、歳入の確保に一層努力されるような委員長報告の要望、意見を付すべきだと、こう思っております。

それから、第2点目の電源三法交付金については、附帯決議案も出ておりますから、その時点で私の考え方を申し上げますけれども、これも私は一面では市長の基本的な公約でありますから、平成17年度はこういう財政でありますから私も理解できます。ですが、将来平成18年度以降にやはり実施するという基本方向に沿った形で私は努力をされるような委員長報告の中に要望を付して、そして本予算案はやはり可決していかなければならないのではないかと。これは、ここの場で申し上げておかなければいけませんので、あえて申し上げておきたいと思えます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。大澤委員。

○委員（大澤敬作） 私は、歳入の問題で理事者側の答弁でさえもわからないと、全部をつかんでいないと、こういう柴田委員に対する答弁がありましたね。そういうことで、今説明されて、すぐ私どもに結論を出せと、これは委員長、非常に難題中の難題だと、こういうふうに言わざるを得ない。そして、今川下委員も言われましたけれども、この空財源あるいは財政再建団体、こういう問題については胸を痛めるのです。そういう点で、私ども合併の際に、合併特例債というものがある、これがどれほどの額が認められるのですか。この空財源、赤字財政、これを再建できるのかどうか、この点を過疎債と比較してお答えを願いたいと思えます。

それから、20ページの電源立地地域対策交付金、まさに空財源の最たるものでないかなという懸念を私持つものです。そういう点で、これは確実に入るのかどうか、そういうことが歳入の問題として指摘をせざるを得ない、こういう点について、まずお答えを願いたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 電源立地地域対策交付金は、これは必ず算定どおり入るようになっております。

それから、合併特例債でございますけれども、230億円まででございますが、今はまだそれは全く使っておりません。これから使う考えでおります、すぐとはまいりませんけれども。

それから、過疎債の方は、これは別に上限とかはないのですけれども、これは今旧むつ市は使えませんで、旧3町村の分は平成17年度にもう一回見直しして、これから使っていくといったような考えでおります。

○委員長（佐々木 肇） 大澤委員。

○委員（大澤敬作） この電源立地地域対策交付金については、必ず入るということでありますけれども、それでもなおかつ問題点が残るわけでありまして。非常に楽観的な考えも示しながら、あるいはある意味では赤字再建団体の転落のラインなのです、こういうことを言われてきたわけですが、一般施政方針の演説の中で。そういうことからいきますと、そんなに生易しいものではない。ここにそのあらわれとして全戸を対象に配布した合併の（パンフレット）、この中身を見ますと、ある旧町では、少子高齢化を改善するために、第3子以降のその補助金が20万円、こうやってきたものが、この資料からいきますというたったの3万円。これでは、さまにならないではありませんか。これは、空財源の住民いじめの最たるものだと、こう言わざるを得ない。それから、私どもの旧川内町では、100歳まで生きた長寿祝金として100万円、これを50万円に。こういう状態では、この歳入の問題で今説明して、理事者も答弁を全部つかんでいないという状況の中で、私は非常に懸念をすべき重大問題だなというふうに考えざるを得ないわけです。この資料と、今まで交付されてきた出産祝い金、高齢者の長寿祝金、さらにつけ加えて言えば、ある町では病院がなくなるとか、そういうことまで出されている。これでは、何のために合併したか、懸念すべき財政の中身であるなど、このように私は指摘をせざるを得ない。その点について明確なお答えを願いたい、納得のいくお答えを願いたい。

（「歳入だよ、歳入」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 今、歳入の審査に入っております。

○委員（大澤敬作） 歳入でもこういう資料が出ているので、資料を引用して言っているのです。

○委員長（佐々木 肇） 答えられる範囲内で答弁をお願いします。企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 歳入については、確かに厳しい、本当に厳しい状態でございます。これからも財源の確保ということでは本当に考えなければ、最大限の努力をする覚悟は持っております。ただ、今そちらからお示しいただきましたそういった具体的な項目につきましては、これからスタートした後、それぞれ合併した皆さんがお互い同じ土俵の中で相談していく部分もかなりあるかと思えます。そういったことでご理解いただきたいと思えます。

○委員長（佐々木 肇） 大澤委員。

○委員（大澤敬作） 今、国の予算が地方交付税の減額、補助金の減額、700兆円の借金を抱えて国は四苦八苦。こういう状態の中で、この空財源、財政再建団体に転落する、そういう状況を改善できるような状態ではない。国民1人当たりの負担が155万円、そういう状況を踏まえてのことなのかどうか。その点が財政再建の最大のポイントになりますので、ぜひ参考にしながら、その空財源、財政再建団体への転落だけは免れるような、そういう方向でないと納得できないです、私ども。そういう点を指摘して終わりたいと思えます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第153号に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後 4時13分 休憩

午後 4時25分 再開

○委員長（佐々木 肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 議案第153号 平成17年度むつ市一般会計予算に対して反対討論を行います。

今回の予算書は、空財源12億5,650万円の設定の前提のもとに組まれた予算書であります。平成15年度は、13億円の累積赤字、平成16年度で9億円の空財源から出発して補正で12億円の空財源が追加され、この三つを合わせれば約35億円を超える、そういう状況が前提にある予算であります。しかも、

この予算書の12億円をこれに加えれば47億円、こういう形の累積赤字となる前提の予算書であります。

今回の予算書では、住民サービスを維持するという点では、評価できる面はありますけれども、例えば川内の地域ではサービスが改悪され、値上げされる、そういう部分も数多くあると言われております。そういう意味では、今回のこの予算書、またつけ加えればその公債費が426億円という額にまで膨らんでおります。この公債費にしろ累積赤字四十数億円、こういう予算書はとてもではないが、住民に責任を持てる、そういう中身にはなっていないということを申し述べ、結局今回の合併に当たっては、こういうふうな提案しかできないというこの予算書に対して、私は反対を申し上げて反対討論いたします。手短でありましたが、よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで討論を終了いたします。

これより議案第153号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者51人、起立しない者5人）

○委員長（佐々木 肇） 起立多数であります。よって、議案第153号は可決されました。

本日議案第153号に対し、富岡幸夫委員外7名から附帯決議案がお手元に配布のとおり提出されました。附帯決議案を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 議案第153号 平成17年度むつ市一般会計予算に対する附帯決議案を申し上げます。

市長は、苦渋の選択をし、このたびの臨時会に臨まれました。私どもは、その思いを逆の立場で苦渋の決断をしなければならないというような思いをしております。財政難であるということは重々わかっております。がしかし、市長が公約として過去に5万の旧市民に述べてこられたことでありますので、それをほごにするということは絶対あるべきではない。むしろ私はこういう立場から、将来のことを考えるならば、市長の応援団のつもりで言っているのかなというふうな心配もするわけではありますが、とりあえずこのたびの電源立地地域対策交付金にかかわる電気料還元措置は、平成16年度同様に平成17年度も実施されるよう努めることを申し上げ、議員各位の賛同をお願い申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 以上で提案理由の説明を終わります。

本決議案について質疑ありませんか。川下委員。

○委員（川下八十美） 議案第153号に対する附帯決議案について質疑を行いたいと思います。

私は、基本的には議員というものは、市長、理事者に対して対峙をして、理事者側と議論を闘わすことが本来の姿であると思っておりますし、議員同士でいろいろ議論をすることは余り好まないのでありますけれども、しかしこの附帯決議案は議員提案でございまするので、あえて次の3点について質疑をさせていただきたいと存じます。

その第1点は、当初富岡幸夫委員から私たちに趣旨の賛同を募った際には、会議規則第14条の規定に基づいた議案の提出であったかに私は記憶をいたしております。私は、この第14条の規定はなじまないと、こう思っておりましたので、あえて署名はいたしませんでした。だが、今回の提出には、それも外れておまして、当然の姿だなと、こう思っておるところであります。その点は、評価できるのでありますけれども、しかしこの内容を見ますと、平成16年度同様に平成17年度も実施されるよう努めること、つまり努力義務規定に私は値すると思っております。でありますけれども、この文面内容からすれば、非常に理由は希薄だと言わざるを得ません。この点をまず第1点としてお願いをいたします。

それから、第2点は、これは私たちは議会の予算の修正権を持っております。いわゆる地方自治法第97条第2項の規定によって、12分の1の賛同者をもって予算案に対する修正案を出せる、いわゆる議会として唯一の権利を持っておるわけであります。私は、これで来られるのかなと、こう思っておりました。先月の私たちの定例会においても、この件に関しては村中議員から、そういう方向で議論をされた経緯がございまするので、その賛同者の一人ではありますが、このいわゆる修正案で提出しなかった、その理由を二つ目としてお願いをいたします。

それから、3点目として、私はこういう意見は附帯決議というよりは、むしろ少数意見の留保、これも私たちの会議規則第102条の規定にきちっとあるわけでありますから、少数意見の留保されて、そして富岡幸夫委員や賛同者の皆様方の意見をきちっと委員長報告に含ませて申し上げるのが私は大事ではないかなと、こう思っておりますが、この少数意見の留保の道も探らなかったということについてもお伺いをいたしたいと思っております。

そして、結論的に申し上げたいのでありますが、それは今、提出者代表が私の質疑に答えただうえで、私なりに考え方を申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 提出者として答えられる範囲でお答えをいたしたいと。

当然川下委員と私は、政治キャリアが全く違うわけでありまして、経験が違うわけでありましてけれども、市長がとってこられた、このたびのこの行使というものについては、やはり市民の立場に立ってこたえていきたいなというようなことを思ったものですから、そのことの思いは議員各位におかれましても総括質疑、先ほどの再考なるものの質疑として私は述べたものであります。限られた時間で、特に合併後の新議会において新むつ市議員になられた皆さんには、どういうものなのかというようなことについては、どういう伝え方があるのかということでは私も非常に悩んでまいりましたし、限られた時間と限られた手法でしかないのかなと、こういう思いであります。

そこで、川下委員の提案理由、努力義務規定ですか、希薄なのではないかというようなことについては、先ほど申し述べたようなことで、時間的な余裕も確かになかったかもわかりません。私、旧市最後の定例会の一般質問をして、このたびの臨時会に臨むということで、どの程度までやれるのかなと探りながらのことでありましたので、そのような結果に終わってしまったということがあります。

二つ目の修正権の行使でありますけれども、動議として私どもが議員の立場で修正動議として立ち上げて、それを理事者にぶつけ、さらにはその対案として、動議としてやはり私は対案できちっと対抗するべきだというふうに思っておりますし、その対案でなくて一時先送りのような形で理事者に差し戻すということもないわけではないと思います。そういうふうなことには、私はちょっと自分の気持ちの中で納得できないというような思いでこのようなことにいたしました。

少数意見の留保につきましては、過去において従来のむつ市でやってきた委員会とか、そういうふうなことであれば、その少数意見の留保としてきちっとその舞台に上げていくというようなこともあったかもわかりません。がしかし、私も考えないわけではありませんけれども、最初の臨時会で、やはりどういう形がいいのかなというようなことは正直悩んできました。そういうところから、程度の問題はどういうふうになるかわかりませんけれども、自分で考えた手法の中でこのたびの附帯決議案ということで差し伸べさせていただいて、何人かの議員さんに同意をしていただいたというようなことあります。

○委員長（佐々木 肇） 川下委員。

○委員（川下八十美） 富岡幸夫委員や、賛同者の方々の意思は私も理解でき

るのです。私も一面ではこの部分は全く同感であります。だが、附帯決議となれば、これは例えば今青森県の方で予算特別委員会をやって、そこでは県の体育協会に対する補助金の予算執行停止の附帯決議案が予算委員会では可決されたようであります。きょうですから、県議会の本会議の方は。これは、本会議の方でも同じ形で出されると思うのです。だから、そういういわゆる努力義務規定をきちっと定めた形であるならば、私は附帯決議にも賛同をしたいと思うのです。ところが、今言うように、修正あるいは少数意見の留保ができ得ないとするならば、提案者、いかがでございますか、大変失礼であります、やっぱりその主張が議会の総意なり大勢として通らなければ私は意味がないと思うのです。大変失礼でありますけれども、これから討論、採決が行われます。討論、採決の中で、万が一否決になった場合、事実としては残りますけれども、意見の反映としては私は予算委員会の中では、それが通っていかないと。こうなれば、私は趣旨は賛同しますから、どうですか、提案者、私が審査の過程で申し上げました委員長に対してのいわゆる要望事項、これは私もほかにもありますけれども、出しましたけれども、この部分に対しての要望をあなた方が出しておられる提案の趣旨の中に平成17年度以後も継続して、以後もです、継続して基本的な方向に沿った形で、市長が市民に対して電気料金の還元をしていくと。しかも、新しい市になって、2万7,000の世帯ですから、追加しても5億円足らずなのです。これは、平成17年度は今まで審査してきた過程からいけば、なかなか私も無理だと思う。平成18年、平成19年度からの将来の見通しに立って、この以後、全市内にそういう形の電気料金の一般家庭還元を継続していくと、これを委員長報告の中に要望として入れていく。こういう方向でいけば、提案者たちが出している趣旨も私は生きると思うし、新しい大畑、川内、脇野沢の世帯も、家庭もそこに潤いが出てくる、こう私は思っておりますので、この際どうです、趣旨はわかりますから、そういう方向でいくという考え方はないでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 大変案じていただいたような意見でありますけれども、私もこのことを去年の全員協議会からずっと思い続けてきたものもあります。川下委員とはちょっと立場が違うと思えますし、私の思いも大分違うと思うのですけれども、川下委員の趣旨も、気持ちもわかるわけではありますが、私としてはどちらかというと党派とか、いろんな形のものにとらわれなくて、このことは市民一般に対して市長が提案されてきちっとやってくるべきものだ。市民の立場から立つと、言ってみると市民派の立場でというような思いを私は勝手にさせていただいたものですから。私は会派を持っておりませ

ん。話せる同僚議員も少ないかもわかりません。時間的に余裕がなかったことも確かであります。そのようなことから、私なりに精いっぱい、新しいむつ市が抱えてきたものを新しくむつ市議員になられた方に見てもらえればいいし、市長は平成16年、平成17年という提案でございましたので、私はそこで一応とどめておきながら、将来にわたっては皆さんでこの機会をとらえて将来につなげていくという方法、市長がこのことについてどういう提案をされてくるかはわかりませんが、もしそうなったならばこのことが生きてくるということにも私は単純に個人的には思っておりますので、その辺のところのご理解を願いたいなど、こういうふうに思います。

○委員長（佐々木 肇） 川下委員。

○委員（川下八十美） 同じ議員の立場でありますから、あなたの主張はあなたの主張として評価をさせていただきます。だが、この附帯決議案だけに関しては、趣旨は十二分に理解できますけれども、私は委員長報告に、いわゆる平成17年度以降も実施の方向に向けて、なお一層努力されるよう要望するというのをこれから委員長報告の中に加えていくような方向で努力をさせていただきます。非常に残念であります。ありがとうございました。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。川端一義委員。

○委員（川端一義） 附帯決議につきまして、まずその基本的な考え方についてお尋ねしたいのですが、平成17年度以降で、旧市、旧町村、分けようとしておられる議論が今、非常に出ているような気がします。まず、提案者は今日の合併という事実は、平成17年度前に、平成16年度中に合併したわけありますから、平成17年度の予算は、合併という今日、どういう支出が公平、公正なのか、これについてどう思いますでしょうか。これまで聞いていますと、平成16年度、平成17年度だから、旧むつ市民に実行せよというふうに聞こえます。それでは、合併した今日、どういう意味をお考えなのか。まさにそういう意味では、不公平であり、不当であり、予算執行は到底できるものではないと思うのであります。非常にそういう意味では残念であります。まさにこれまでご苦労してきた、これまでこういう厳しい市財政のもとに市民のことを案じてこられた旧むつ市議会議員の皆さんが、少なくとも今日の状況を踏まえてこれからリードをしてほしい、リーダーとなって頑張ってもらいたいという我々にも思いがございます。だけれども、残念ながらそうでないような気がしますので、まずその点をお尋ねします。

○委員長（佐々木 肇） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） できる範囲でお答えをいたしたいと思いますが、予算について、予算といいますか、私どもの市民が受ける公平、公正という

のは、今川端一義委員言われたように当然のことだろうと、私もそういうふうに認識しておりますし、そうしなければならないものだと思っております。しかしながら、平成16年の合併前の私どもの旧むつ市の役割というものと、新市、平成17年度予算を今こうやっているわけですけれども、どうしても継続して考えなければならないというような思いも私にはございました。言ってみると、こういうとらえ方が、提案の仕方が市長サイドでどういうふうに考えてこうしてこられたのかというようなところにも、確かに合併の段階では、もし継続するのであれば、その辺の話し合いは出ていると思うのであります、法定合併協議会のあたりで。私どもも、特に皆さんどうかわかりませんけれども、私もちょっと勉強不足で認識不足かもわかりませんでした。一般質問をしたのは先月でございますので、そのあたりで調査もしてまいりましたけれども、これは旧むつ市と旧町村とは取り扱いが違うということがそのとき初めてわかったわけでありまして。そういう意味合いでは、こういう段階で皆さんにお願いするということについては、旧むつ市の者として厚かましいのだったかもわかりませんけれども、いずれにせよ電源立地地域対策交付金なるものは全市民に還元されなければならないと。事業であれ、返還であれ、そういうふうになっていかなければならないものだ、私はそういうふうに思っていますので、ここまでの経過についてはなかなかつらいものがありますけれども、その辺のご理解を願って、これからのためにさせていただきたいなと、こういうふうに思っております。

○委員長（佐々木 肇） 川端一義委員。

○委員（川端一義） 到底市民は理解できません。我々はそれぞれの出身、いわゆる選出地域は違います。言うなれば合併特例法で、我々今65名がここにいるわけですし、出身地域は違いますが、同等な権利なのです。イコールそれぞれの地域の市民も全く新旧にかかわらず同等な権利、権限を有するので。このことを無視して、こうした地方自治体に移行される、その予算が、一部の者にだけとなったらどうしますか。どだい通る話ではありません。平成17年度、そうした市長の施政方針があるわけだから、全世帯にやりなさいというのだったら話はわかります。そうでないで、こうしたことを、例えば施政方針の答弁の中で市長も言うておられましたが、言いたくないけれども、編入合併による、言うなれば吸収合併による重みとは言いませんでしたけれども、そういう気分が市民の中にはあるだろうと、旧むつ市民の中にあるだろうという答弁をされています。残念ですが、あることも事実だと思います。だけれども、提案者の富岡幸夫委員、それであっては本当の意味の市の発展はありません。臨めません。しこりがいつまでも続きます。

今これまで議論になっているように、まさに赤字転落です。我々旧大畑町民は、分町を叫びます、赤字転落になったら。というのは、これまでの説明がそうだからです。単独では赤字転落ですと、合併では大丈夫ですから、市民の幸せになりますという、こういう説明であったものですから。私は、今合併反対を叫んでいるのではないのです。今合併になっていますから、そのことを前提に言いますが、ですから是が非でも市民の皆さんの約束を守るためには、赤字転落だけは避けなければならないと。そのために今、市長は苦渋の選択を皆さんに、我々をお願いしているわけでしょう。3億円云々、全部やると5億云々といえども、言うなればそうしたことのためにやろうとしている。私は、それはそれで買いたいと思ったから、さっき原案に賛成の起立をしたのです。ある意味でこんな財政でどうするのだ、見通し甘いのではないかと、このことを責任を追及するのだったら、黙って座っています、反対に座っています。こういう中にある今日だからこそ、我々も、あなたも言うとおりに、苦渋の決断をしなければならない。これを市長の苦渋の説明をよしとするか、やるのだったら全体にやるか、こういう結論を出さなければならないはずなのです。このことについてどうですか、もう一度ご意見下さい。

○委員長（佐々木 肇） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 川端一義委員おっしゃること、ごもつともだと思います。片手落ちの部分はあったのかもしれませんが、がしかし、舞台に乗れば、それはそれとしてきちっと全市民に還元されるような方法をとらなければならないというのは、ごく当たり前の話だと思います。市長の提案の仕方について、私は過去の思いから異議があると、こういうふうに、政治家としてとか、政治の手法とか、政策のとり方について非常に私の思いと違うということがあったものですから、そういう部分では皆さんには気持ちは通らなかったというふうに、こう思われるのかもしれませんが。公正、公平を旨にするというようなことは、当然これまで杉山市長も述べてこられましたし、私どももそういうふうに思っていますし、これから苦渋の選択をしながら市民に痛みを請うていくというようなことでありますから、言われたとおりに、その舞台に乗れば、またその話し合いはできるのではないかなと、私はこう思っていますけれども、何せ全く私とのやりとりの中には再考の意思ということも見えませんが、それであればというようなことで提案はさせていただきました。足りないと思いますけれども、よろしくご理解ください。

○委員長（佐々木 肇） 川端一義委員。

○委員（川端一義） 富岡幸夫委員の人柄からくる今の説明については、私も十分理解をいたします。ただ、そういったことで、在任特例で出てきた我々

としては、到底地域の住民に説明がつかない。こういうことは到底賛成はできない。この決議案もやり直して取り下げて、やるのだったら全市民、財政再建団体、俗に言う赤字団体ですが、回避のためには、平成16年度中で抑えるのもやむなしと、こういうこともあえて私はいいと思うのです。今の答弁でお人柄はわかりました。その意味では、個人的には敬意を表しますが、評価いたしますが、この文面には到底賛成できないことを申し上げて終わります。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。柴田委員。

○委員（柴田峯生） 富岡幸夫委員の気持ちは、十分わかります。と同時に、公約を曲げなければならなかったという市長の心情も私はよくわかるわけです。この案だと、先ほど川端一義委員がおっしゃったように、旧むつ市だけの考えを今合併した我々に全体の中で判断をしてくださいというのは、この判断は非常に重いわけです。例えば一つの例ですけれども、還元措置は新たな視点に立って今後実施されるように努められたいというような文案であれば、市長も今後の財政状況を見ながら新たな視点で還元措置というものを考えてくるだろうし、我々も新たな視点でまた提言していけるのではないかと思うわけです。このままだと非常に厳しい表現になっていますので、私自身としては、この案には、実際のところ賛否もどちらも意思表示できないというのが現状の気持ちです。そういった意味で、提案者のご意見をちょっとお伺いしたい、お答えを求めたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 先ほどの川端一義委員並びに今柴田委員言われましたように、確かに広範にわたって全市民にというようなことは旧むつ市の同僚議員からも指摘を受けておりました。ただ、手続上のこととか、要するに去年の提案から今日まで来る過程に、我々がもっとやっておかなければならなかったことが、またはもっと市長から報告があるのではないかなというようなことが、その経過の中で時間だけが流れてしまったと。合併もどこへ行き着くのかということもありましたけれども、そういう流れの中で自分たちがどういう判断をするかというのは非常に難しいところでありました。決して言いわけをするつもりは全くありませんけれども、このことの手続がもう既に終わっているという答弁もありました。また、平成17年度にやるとするならば、これはできないことになってしまっていて、言ってみると交付金をそのまま返さなければならぬというようなことも話にあったように思っております。私は、皆さんにわかっていただきたいなというふうに思ったのは、過去において事業費として使ってきているわけです。それで、このたび市民に返

すというようなことを約束された。事業費だったら事業費で使っても結構なのです。事業としてきちっとした形に残る、確かに残っているかもわかりません、使ったものは。箱物で残ったのか、道路で残ったのか、いろんなことがあったと思います。ただ、その使うという説明の中で、この事業のプライオリティーといいますか、それは継続されて、どういうふうな形になるかということが私はやっぱりこの特異性のある交付金でありますから、そういうものを議員、市民にわかるようにやっていただきたいというのがあって、そうでなければ市民に還元するというふうなことが基本的に大事だと。将来にわたってこれからもあり得るといいますから、あると思っているものですから、そのように限られた範囲で提案してしまったといえますか、提案させてもらったというようなことでございます。大変理解には苦しまれるかもわかりませんが、私、名前を連ねた同僚議員の思いをご理解いただければと思っております。

○委員長（佐々木 肇） 柴田委員。

○委員（柴田峯生） 本当に提案者のお考えというのは、市民の動向というものを考えますと、同情にたえません。また、理解もできます。10月には市長選挙も控えているわけですから、市長といえども胸痛めているだろうと思うのです。まだ出るとも出ないともおっしゃっていないようでありますけれども、このことも大きなやっぱり争点になるうと思います。そういった意味で私は今回は穏便な取り扱いをされた方がいいのではないかと、こう思いまして今、申し上げてまいりました。

終わります。

○委員長（佐々木 肇） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 市長選挙に触られましたので、私は市長選挙がある意味でこれを回復するいい起爆剤になるのではないかなと、勝手にこう思っております、選挙の動向を見ながら市長がまた決断をしてもらえればありがたいものだ。そのときは、新市の皆様にきちっと責任ある発言と行動を市長が示すのではないかなと、こういうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

（「委員長、議事進行」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 高田委員。

○委員（高田正俊） どうも、貴重な時間、ありがとうございました。旧町村、旧むつ市含めての大変貴重な意見の中で、恐らく後ろに控えております赤字再建団体転落への道が頭の中をよぎっている中での採決の方向に進んでいこうしているわけでありますので、この際お願いをするのでありますが、議事

進行ということで暫時休憩をお願いしたいと、こう思います。よろしくお願
いします。

○委員長（佐々木 肇） 暫時休憩します。

午後 5時07分 休憩

午後 5時08分 再開

○委員長（佐々木 肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これより附帯決議案を採決いたします。

本決議案は、起立により採決いたします。

富岡幸夫委員外7名から提出されました附帯決議案に賛成の委員の起立を
求めます。

（起立者11人、起立しない者45人）

○委員長（佐々木 肇） 起立少数であります。よって、本決議案は否決され
ました。

次は、議案第154号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題
といたします。

概要説明を求めます。民生部長。

○民生部長（高橋 勉） それでは、平成17年度むつ市国民健康保険特別会計
予算についてご説明をいたします。

予算書の4ページからご説明を申し上げます。

その前に、10ページ、資料に一部誤りがございましたので、訂正をお願い
したいと思います。第2款使用料及び手数料、第1項手数料、1目の督促手
数料の節の金額の欄が「500」となっておりますけれども、「600」の誤りで
した。おわびいたしまして、訂正をお願いいたします。60万円ということ
であります。

それでは、国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。ま
ず、この予算につきまして、4市町村の合併に伴いまして、合併協定書の定
めによりまして、平成17年度から医療分の賦課方式は資産割を廃止いたしま
して、所得割、均等割、平等割の3方式とする。税率は均一課税とする。税
率については、低所得者の負担軽減が図られるよう平準化をすることとされ

ましたことから、さきのむつ市議会第183回定例会におきまして、市税条例の改正の御議決を賜りました。その市税条例の改正に基づきまして、新税率、新基準で予算編成をいたしております。

予算額は4ページ、5ページのとおり、歳入歳出とも61億6,356万円となり、前年度の4市町村の予算合算額と比較いたしますと3.7%の増加となります。この増加となった主な要因といたしましては、国保の被保険者が合併によりまして3万798人と見積もりました。これは、合併後の住民登録人口の約45%に当たります。この数を見込んで医療費の伸びを見積もったこと、また平成17年度介護保険料が8%引き上げられますことに伴いまして、介護納付金が大幅に増となることによるものであります。皆様ご承知のことではあります。国保会計につきましては一般会計と異なりまして、法令で定められました保険給付費を必ず行わなければならないというものでありまして、まず最初に予算全体の根幹をなす医療費及び給付の支出の見積もりを行いまして、この見積もった医療費等の支出を基礎にいたしまして、それに見合う国庫支出金や保険税などをそれぞれ負担割を算出いたしまして、被保険者の医療費事業に見合った収入額を確保しなければならないものでありますから、これらのことから、まず最初に歳出の主なものからご説明を申し上げたいと思います。

歳出、15ページになります。第1款の総務費であります。1項から3項まででございますが、事務処理に要する一般管理費、それから国民健康保険運営協議会の運営費、健康優良家庭の表彰に要する経費を第1款には計上いたしております。

次に、第2款の保険給付費であります。16ページになります。保険給付費につきましては、歳出の66.3%を占めております。保険給付費は、1項から5項の葬祭費までであります。療養費、特定療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給に要する経費であります。この中の葬祭費につきましては、合併協定書の定めによりまして、合併前の旧町村では1件当たり3万円でありましたものをむつ市の例によりまして、1件当たり4万円に引き上げて支給することになりましたので、新市としての見込み分400件を計上いたしております。

次に、第3款になります。17ページの第3款老人保健拠出金についてであります。これは老人医療に要する公費負担のうち、むつ市国民健康保険が負担する分ではありますが、平成14年10月の老人保健法の改正によりまして、対象年齢が70歳から75歳に引き上げられましたことによりまして、被保険者の老人保健への移行が繰り延べられておりますので、減少いたしております。

次に、第4款、その下であります介護納付金であります。平成17年度介護納付金の保険料の引き上げがなされております。平成16年度は、4万1,665円でありましたが、年額で3,389円引き上げられまして、4万5,054円、8%の引き上げとなります。この見込額に第2号被保険者、40歳以上64歳未満の国保に加入している方ですが、その人数を1万591人と見積もりまして積算をいたして算出したしております。また、2年前の平成15年度精算に伴う追加納付金分も合算して計上いたしております。

次は、第5款であります。その下でありますけれども、共同事業拠出金であります。これは、高額な医療費の支出に備えるための再保険でございます。青森県国民健康保険団体連合会が実施いたします高額医療費共同事業へ納付する拠出金で新むつ市分を負担計上いたしております。

次に、第6款であります。18ページになります。保健事業費でございますが、被保険者の健康の保持増進のために行う事業に要する費用であります。病気等予防対策としての人間ドック、脳ドックのほか健康ウォーキング大会などの健康づくり推進事業、それから多受診、重複受診等をなさっている方の特別訪問指導事業、それから医療費適正化事業に要する経費を計上いたしております。

次に、第7款基金積立金であります。基金積立金は、財政調整基金の利子積立金であります。

続きまして、第8款公債費であります。これは一時借入金の利子であります。

次に19ページ、第9款諸支出金であります。これは被保険者の異動等に伴いまして、国保税の還付金が生じてまいりますので、その費用を計上いたしております。

それから、その下の第10款予備費であります。予備費は、医療費等が予定外に伸びた場合に備えるための費用であります。大体2.8%ですけれども、予定をいたしております。

以上が歳出であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。歳入は、10ページからであります。

まず、第1款国民健康保険税につきましてご説明申し上げます。冒頭申し上げましたとおり、市町村合併に伴いまして、合併協定書の定めるところにより税率改正を行い、新しい基準で見積もっております。新しい基準、税率といたしましては、基礎課税分、いわゆる医療給付費分でありますけれども、応能割、所得割を8.39%とする、資産割については廃止する。応益割の被保

険者均等割につきましては1万9,900円とする、世帯別平等割については3万1,600円とする。これによりまして、応能、応益割は48.72対51.29となりまして、平準化が図られるということになります。また、介護納付金の課税分につきましては、応能割の所得割については1.25%とする、応益割につきましては被保険者均等割を8,500円とするということでありまして、この介護納付金分につきましても応能割、応益割は50.95対49.05ということで、比率が平準化を満たしているということになりました。この税率改正に当たりましては、できるだけ急激な税負担とならないようにするというのと、平準化を図って低所得者への応益部分の軽減措置ができるように図るということでありまして、また、長引く景気の低迷による影響を考慮して収納率を設定するということでありまして、まず財政調整基金の繰り入れにつきましては、第8款に計上いたしておりますが、4市町村の合併によって平成16年度の2月の定例会の補正予算までですけれども、旧むつ市の基金がおおよそ4億2,300万円、旧3町村の基金繰入分が、基金額ですけれども、8,561万9,000円で、合計5億900万円ほどであります。このうち基金の保有額の80%の4億1,796万5,567円を取り崩しまして、税の急激な増を抑えているという状況であります。旧町村の電算のデータが平成16年度の途中で打ち切りということで正確なものがとれないわけでありまして、平成16年度の当初の合算調定ベースをもとにして出した1世帯当たりの平均年税額は、これによりまして、医療分と介護分を足しますと13万2,000円余ということになりまして、現状よりは1,100円ほど下がるということになります。もし基金を繰り入れしない場合の平均額はどうなるのかといたしますと、1世帯当たりで2万6,604円の負担増ということになりまして、世帯当たりの負担増が増すということになりますので、基金を繰り入れしております。いずれにいたしましても、旧川内町、旧大畑町が応益、応能の平準化が崩れておりまして、税率を改正しないままではこのままでは合併しても個々の運営が困難となりますので、税率改正をしなければならないということでありました。不均一課税のままですら同一医療サービスを受けながらいくというのも市民の間に不公平感が増幅されますので、是が非でもこの税率改正を行うということでありました。以上から国民健康保険税はそこに掲げた額を計上いたしております。

次に、第2款使用料及び手数料でありますけれども、これは国保税の督促手数料であります。

続きまして、第3款国庫支出金であります。国庫支出金は、一般の被保険者に係る医療費に対する国の負担金、補助金ですが、平成17年度は都道府県財政調整基金の創設、それから保険税の軽減分にかかわります保険基盤安定

制定制度負担金が税源移譲により県の負担となるということになりまして、一部権限が都道府県へ移譲されましたので、前年度を下回っております。

次に、第4款療養給付費等交付金であります。これは、退職被保険者の医療費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。見積額は、国保税の減収に伴うものであります。

次に、第5款県支出金でありますけれども、これは国から県へ権限移譲がなされておりますので、高額医療費共同事業、以前は県が4分の1、国が4分の1でありました。これを全部県の方にやると。それから、保険基盤安定制度負担金の変更等によるもので、県の負担がふえております。

それから、第6款共同事業交付金であります。これは、国保連合会が実施する事業で、月額70万円を超える高額医療に対して交付されるものでありまして、月額70万円を超える額の60%が交付される事業であります。

続きまして、第7款財産収入であります。財政調整基金運用利子収入であります。

第8款繰入金であります。1目の財政調整基金繰入金につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、税の急激な増を抑えるための取崩額4億1,796万5,000円のほか第2項の他会計繰入金につきましては、一般会計で負担する繰入額を計上いたしております。

次に、第9款繰越額は予算を受け入れるための科目設定のために1,000円を計上いたしております。

第10款の諸収入につきましては、被保険者の延滞金、出産資金貸付金元金収入、それから交通事故等による第三者行為によります雑入を見込んでおります。

以上のことから、歳入も61億6,356万円となります。

以上が国保の概要であります。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお尋ねさせていただきます。

国保税のことですが、先ほどの説明だと、大畑、川内の方が定額からこういうふうに定率というのを導入したということで、結果的に大畑、川内の方は負担がふえるということになるというふうに考えていいのでしょうか、そこをお願いします。

○委員長（佐々木 肇） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） お答え申し上げます。

大畑、川内の分につきましては、医療費分と、それから介護納付分とで分

けて申し上げますと、医療費分では川内、大畑見ますと、川内の方は1,561万円ぐらいふえます。そして、大畑の方は72万7,000円ほどふえるということになります。これで介護の方が川内で、全体ですけれども、191万8,000円マイナスになり、下がります。それから、大畑は介護部分で176万5,000円余下がります。これを合計いたしますと、川内の分は医療と介護分を合計いたしますと1,360万円ちょっとふえるということなので、大畑分は249万円ほど減ります。これを全市で見ますと、税収は86万8,000円ほどしか平成16年度ベースと比較しましてふえないということになります。これは、どうしてもやはり平準化ということになりまして、応益部分が高いわけで、応能部分を上げてくると税金が高くなりますので、応益部分のある程度落として応能部分もそれに合わせてくるということで、どうしても50対50にしないと低所得者の7割、5割、さらに2割の軽減ができなくなりますので、どうしてもやらなければならないことになります。それで、医療分につきましては、むつ市ベースで考えますと70%余の人がすべて税の軽減ということになっております。大畑につきましては、先ほど申し上げましたとおり、電算データが途中で打ち切られまして、新年度に伸ばすことができませんので、詳しいデータは今のところ出ておりませんので、ご理解を願いたいと思います。

以上であります。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで議案第154号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第154号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、議案第154号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第155号 平成17年度むつ市老人保健特別会計予算を議題といたします。

概要説明を求めます。民生部長。

○民生部長（高橋 勉） それでは、平成17年度むつ市老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。

老人保健特別会計につきましては、歳出の医療諸費の金額全額に対しまして、老人保健法に規定されております負担割合で社会保険診療報酬支払基金、国、県、そして市が負担金を出し合って運営している会計であります。以上のことから、まず歳出第1款医療諸費からご説明を申し上げます。

9ページになります。この医療諸費につきましては、72歳以上の老人と65歳から71歳までの寝たきり老人や高度の障害のある方で資格が認定された方、この人数を平成17年度は7,922人と見込んでおりまして、これらの方の医療費及び補装具などの現金支給や、さらにレセプト点検、診療報酬の審査手数料等を計上いたしております。

この認定された方の7,922人のうち、ふえましたのが旧4市町村の前年比で367人となっております。医療給付費につきましては、医療、歯科、調剤等に係る医療費として計上いたしております。それから、2目の医療費支給費は、柔道整復師施術分、それから補装具、食事療養費、高額医療費等の現金支給に係るものであります。審査支払手数料につきましては、支払基金及び国保連合会が実施しております診療報酬明細書の点検に係る事務費を計上いたしております。

次に、第2款公債費であります。老人保健特別会計の資金に要する費用の一時借入金に伴う利息分を見込んでおります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。7ページになります。第1款支払基金交付金及び第2款国庫支出金、第3款県支出金、第4款繰入金につきましては、初めに申し上げましたが、平成17年度の歳出医療費等の基本額にそれぞれの負担割合を乗じて得た額を見込額として計上いたしております。

まず、第1款第1項の支払基金交付金であります。医療諸費のうち医療給付費分及び医療支給費分にそれぞれ負担割合を乗じて積算しております。

次に、第2款国庫支出金であります。国庫支出金は、支払基金交付金と同様、定められた割合を乗じて交付額を見込んでおります。

第3款県支出金につきましても同様に負担割合を乗じて交付見込額を計上いたしております。

その下の第4款繰入金であります。支弁者であります市の負担分として一般会計からの繰り入れされる経費でありまして、内訳は医療費に定率の負担割合を乗じて得た分と、借入金利子を見込んでおります。

第5款諸収入であります。これは給付の原因が交通事故など第三者行為によって生じた医療費に対する損害賠償金を請求できるものでありまして、例年に倣いまして、当面3,000円を計上いたしております。

以上が歳入であります。本年度予算額と前年度の旧4市町村、当初の予算額との比較では大きく減少しております。支払基金の医療費交付金が大きく減少しておりますが、これは県負担金及び一般会計からの繰入金がそれぞれふえておりました。このふえた要因といいますのは、平成14年度の健康保険法の改正に伴いまして、この支払基金と、それから公費負担、国、県、市の負担分を50対50にしようということで、平成18年度までこの率を50対50になるまで下げていくということでありまして、国、県、それから市の負担金がふえていくということでもあります。

以上で老人保健特別会計の説明を終わります。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで議案第155号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで討論を終了いたします。

これより議案第155号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、議案第155号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第156号 平成17年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。

概要説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） それでは、平成17年度むつ市介護保険特別会計につきましてご説明申し上げます。

本会計は、平成12年の4月に創設されました介護保険制度に基づきまして、特別会計としてスタートしましたが、介護サービスに係る保険給付費等について、介護保険法で規定されております負担割合によりまして、被保険者、社会保険診療報酬支払基金及び国、県、そして市がそれぞれ負担金を出し合って運営されている会計でございます。

平成17年度の予算総額は、歳入歳出ともそれぞれ39億5,922万5,000円で、前年度との比較では13億9,477万3,000円の増で、率にしまして54.4%の増となっております。また旧4市町村の、対前年度比較では1億8,347万9,000円の増で、率にしますと4.9%の増となっております。これは、本会計の大宗を占めます第2款保険給付費の自然増であります。

それでは、中身につきましてご説明申し上げます。まず、7ページをごらんいただきたいと思います。歳入の第1款保険料でございますが、この保険料につきましては、平成17年度は現行どおり不均一賦課で合併協議会で合意されている部分でございます。これは、65歳以上の方の第1号被保険者に係る介護保険料ということになります。

それから、第2款分担金及び負担金でございますが、これは下北圏域介護認定審査会共同設置に係る負担金でございます。つまりむつ市以外の大間町、東通村、風間浦村、佐井村の4町村分の負担金ということになります。

次の第3款使用料及び手数料でございます。これは、第1号被保険者の保険料に係る督促手数料ということで計上いたしております。

次の第4款国庫支出金でございます。これは、保険給付費に対する介護給付費負担金と調整交付金の国庫支出金でございます。それぞれルール計算に基づきまして計上いたしております。ちなみに、介護給付費負担金の場合は保険給付費の20%、また調整交付金の場合は保険給付費のおおむね5%という計算で計上いたしております。

次に、8ページをごらんいただきたいと思いますが、第5款支払基金交付金でございます。これは、第2号被保険者、つまり40歳から64歳までの方の分の支払基金からの介護納付金になります。これもルール計算に基づきまして、給付見込額の32%で計算して計上してございます。

次の第6款県支出金でございます。これは、保険給付費に対する県介護給付費負担金でございます。これもやはりルール計算に基づきまして計上いたしております。ちなみにこれも保険給付費の12.5%の計算で計上いたしております。

それから、9ページをごらんいただきたいのですが、第7款財産収入になります。これは、財政調整基金の運用利子収入でございます。

それから、第8款繰入金ですが、本会計のむつ市負担分でございます。一般会計からの繰入金と財政調整基金からの繰入金の2本立てになってございます。これも一般会計からの繰入金につきましては、やはりルール計算に基づきまして、保険給付費の12.5%で計算してございます。

それから、第9款諸収入になりますが、これは第1号被保険者延滞金と、さらには交通事故等の第三者行為納付金等を見込んでございます。

以上が歳入でございます。

それから次に、11ページをごらんいただきたいのですが、歳出になります。まず、歳出の第1款総務費でございますが、本会計の運営に要する事務費関係及び認定審査会に要する経費を見込んでございます。

それから、次の12ページをごらんいただきたいのですが、第2款保険給付費になります。これは、介護保険サービスの利用者負担分、原則1割分ということになりますが、この1割分を除いた各給付費、9割に要する経費ということになります。ちなみに、第1項介護サービス等諸費がございますが、これは要介護の1から5にかかわる分の給付費ということになります。

それから13ページ、第2款第2項支援サービス等諸費という項目がございますが、こちらは要支援にかかわる分の給付費という分け方をしてございます。

それから次に、14ページをごらんいただきたいと思います。第3款の財政安定化基金拠出金でございますが、これは県が介護保険事業財政安定化のために設置する基金への拠出金ということになります。

それから、第4款基金積立金でございますが、これは財政調整基金の運用利子収入の積み立てということになります。

それから、第5款公債費でございますが、これは一時借入金に対する利子ということでございます。

それから、第6款諸支出金でございますが、これは保険料の還付と財政安定化基金に償還する予算措置ということになります。

それから15ページ、第7款予備費でございますが、これは保険給付費等の急な支出等に対処するための予算措置ということになります。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで議案第156号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで討論を終了いたします。

これより議案第156号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、議案第156号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第157号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

概要説明を求めます。建設部長。

○建設部長（藤井幸男） それでは、下水道事業特別会計の予算につきまして

ご説明させていただきます。

7ページをごらんいただければと思います。第1款事業収入、第1項分担金及び負担金についてでございますが、これは下水道の受益者の負担金、それから分担金を計上してございます。

続きまして、第2項使用料及び手数料についてでございます。主に下水道の使用料を計上してございます。

続きまして8ページをお願いいたします。第2款国庫支出金でございます。これは、国庫補助金についての下水道事業にかかわる補助金を計上してございます。

第3款県支出金でございます。県補助金につきましては、脇野沢地区で整備しております、漁業集落環境整備事業に対する補助金を計上してございます。

第4款財産収入でございます。財産運用収入につきましては、旧大畑町で積み立てしてありました減債基金に対する利子収入を計上してございます。

第5款繰入金でございます。第1項一般会計繰入金につきましては、4地区の事業分を計上してございます。第2項基金繰入金でございますが、先ほどお話ししたとおり、旧大畑町の方で減債基金を積み立てしておりますので、その基金を取り崩しをいたしまして、大畑地区の事業に充当するというところで計上してございます。

第6款繰越金でございます。繰越金につきましては、科目計上の措置のためのものがございます。

第7款諸収入でございます。延滞金加算金及び過料でございますが、これには受益者分担金等の延滞金を計上してございます。同じく諸収入、雑入につきましては、旧大畑町の地方消費税の還付金を計上してございます。

続きまして10ページ、市債についてでございますが、下水道事業に使用いたしました返済額を計上してございます。

続きまして11ページ、歳出に入らせていただきます。まず、第1款第1項1目一般管理費でございますが、職員の給与、下水道台帳整備、それから使用料徴収事務、工事資金利子補給費等を計上してございます。

2目管渠維持費でございます。これには、マンホールポンプの維持管理費を計上してございます。

3目処理場管理費でございます。これには、4地区の各処理場の維持管理費を計上してございます。

それから、4目集落排水施設費でございますが、これは処理場の維持管理費を計上してございます。

続きまして12ページ、第2項建設事業費でございます。1目下水道整備費でございますが、ここには職員の給与、工事の設計、それから水質調査及び工事費等を計上してございます。

2目の漁業集落環境整備費につきましては、同じく工事の設計、また寄浪、蛸田地区処理場の機械設備工事費等を計上してございます。

それから13ページ、第2款公債費に入らせていただきます。公債費には、長期債の償還元利、同じく利子を計上してございます。予備費は200万円ということで計上してございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで議案第157号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで討論を終了いたします。

これより議案第157号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、議案第157号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第158号 平成17年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

概要説明を求めます。企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） むつ市公共用地取得事業特別会計予算について説明をいたします。

予算説明書の7ページをお開きになっていただきたいと思います。歳入でございますが、一般会計繰入金として1,750万6,000円。

以上、歳入でございます。

8ページ、歳出でございますが、第1項地域整備事業費、1目の下北駅周辺整備事業費として7万1,000円、これは下北駅前の北側の用地でございますが、ここに景観保持のために町内会の方々にコスモスを植えていただいております。種子を購入するための費用でございます。

第2款の公債費、第1項1目の元金、2目利子でございますが、これは平成9年度に取得いたしました下北駅前広場、それから平成10年度に取得いたしました保育所再編のための予定地として新町のはまなす農協倉庫跡地を購

入いたしておりますけれども、この元利償還分でございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで議案第158号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで討論を終了いたします。

これより議案第158号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、議案第158号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第159号 平成17年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

概要説明を求めます。経済部長。

○経済部長（森 正剛） それでは、議案第159号 平成17年度むつ市魚市場事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

魚市場につきましては、卸売市場法に基づき昭和48年2月に開設されております。鮮魚介類、冷凍魚介類、海藻類及び加工水産物を取り扱っております。卸売市場につきましては、卸売業者である県漁連、青森県漁業協同組合連合会が卸売業務を行っている施設でございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますが、魚市場使用料630万円でございますけれども、卸売業者は鮮魚類につきましては卸売金額の1,000分の5、冷凍魚介類、海藻類につきましては1,000分の2を取り扱い手数料として納付することになっておりますので、その見込額を計上いたしております。

財産収入及び繰越金につきましては、さきの第183回定例会におきまして、魚市場基金条例を議決いただいておりますので、今後の修繕等に要する経費に充てるため基金造成をするものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。第1款総務費には、一般管理費に事務処理費を、運営審議会費に魚市場運営審議会委員8名分の報酬及び費用弁償を計上いたしております。

第2款施設費には、施設管理に要する経費として賃金、電気、水道、トイレ、屋根等の修繕料及び共同荷捌施設の土地占用料を計上いたしております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで議案第159号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで討論を終了いたします。

これより議案第159号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、議案第159号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第160号 平成17年度むつ市簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

概要説明を求めます。建設部長。

○建設部長（藤井幸男） むつ市簡易水道事業特別会計について説明させていただきます。

この会計は、脇野沢地区の簡易水道のための予算でございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。まず、第1款分担金及び負担金でございますが、これは市外の原因者によります水道給水施設の破損に対する分担金及び負担金でございます。これは、平成16年度の旧脇野沢村の予算と同額でございます。

次に、第2款使用料及び手数料でございます。まず、使用料につきましては、主に水道使用料を計上してございます。

続きまして、手数料でございますが、これは給水工事の検査手数料を計上してございます。

次に、第3款工事費でございますが、これは第1款と同様でございます。市外の原因者による水道本管等の破損に対する工事料金でございます。これも旧脇野沢の例に倣って同額を予算措置してございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。第4款繰入金でございますが、これは一般会計からの繰入金を計上してございます。

第5款繰越金でございます。これは、前年度の繰越金を計上してございません。

それから、第6款雑入でございます。これは、科目計上のための措置でございます。

続きまして、9ページ歳出にまいりたいと思います。まず、第1款事業費のうち第1項1目一般管理費でございますが、これは職員の給与及び公課費、要するに消費税を主に計上してございます。

それから、2目施設管理費でございます。これは、施設に関する経費を計上してございますが、主には需用費の修繕料を、それから役務費、要するに水質検査手数料を計上してございます。

続きまして10ページ、公債費でございますが、これは長期債の償還元金及び利子を計上してございます。予備費は、10万2,000円を計上してございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで議案第160号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで討論を終了いたします。

これより議案第160号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、議案第160号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第161号 平成17年度むつ市用地造成事業会計予算を議題といたします。

概要説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長（新谷博仁） それでは、議案第161号 平成17年度むつ市用地造成事業会計の予算につきましてご説明申し上げます。

2ページをお開きいただきます。歳入歳出予算総額でございますが、歳入歳出とも5,996万2,000円を予定してございます。

それでは、歳入の部分でございますが、7ページをお開きいただきます。歳入といたしましては、財産運用収入、これは不動産の貸付収入となっておりますが、保有土地に東北電力の電柱が立ってございまして、その電柱の敷地貸付料でございます。

それから、財産売払収入3,494万6,000円、これはむつ市公営企業局が所有しております第3旭町の土地を売却する予定といたしておるところでございます。

次のページにまいります。繰入金でございます。一般会計からの繰入金を2,500万円予定いたしました。

諸収入といたしましては、預金利子1,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出でございます。11ページをお開きいただきます。一般管理費といたしまして261万9,000円、これにつきましては売却幹旋料244万7,000円、旅費2万2,000円、その他役務費として広告料を10万円ほど用意いたしております。

それから、第2款の公債費でございます。こちらの方は、一時借入金の返済額でございますけれども、元金4,149万6,000円を返済すると。利息といたしまして、1,584万7,000円を予定してございまして、歳入歳出とも5,996万2,000円の予算でございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで議案第161号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで討論を終了いたします。

これより議案第161号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、議案第161号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第162号 平成17年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

概要説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長（新谷博仁） 議案第162号 平成17年度むつ市水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

まず、予算の説明に入ります前にお断り申し上げておきます。新市の水道事業の現況について若干お話を申し上げたいと。新市の水道事業は、会計だけを統合した予算書となっております。と申しますのは、水道料金の統一がどうしてもできないということが一つの原因でございます。これは、旧むつ市が口径別料金と申しまして、引き込み管の口径に応じた料金を徴収してございます。旧川内町、大畑町、両町とも使用用途に基づきます用途別料金ということでございまして、料金の統一が図れなかったというのが主な原因

でございます。

それでは、予算書の1ページからご説明を申し上げます。まず、第2条でございますが、業務の予定量でございます。むつの水道事業につきましては、給水戸数が1万8,678戸、年間総配水量は543万1,897立方メートル、次の(3)一日平均配水量はこれを365で単純に割った数字でございます。1日1万4,882立方メートル、それから主な建設改良事業、平成17年度に予定してございますのが、旧むつ市は簡易水道統合整備事業と配水管の整備事業でございます。それから、川内水道事業につきましては、給水戸数は2,199戸、年間総配水量は52万650立方メートル、(3)一日平均配水量は単純でございますので、以下省略させていただきます。(4)の主な建設改良事業、これにつきましては継続して事業実施をしてございます老朽管の更新事業が残っております。

それから、大畑水道事業につきましては、給水戸数が3,950戸、年間総配水量は140万8,000立方メートル、主な建設改良事業として残っておりますのが老朽管の更新事業でございます。これをすべて合計いたしますと、給水戸数では2万4,827戸、年間総配水量が736万547立方メートルということになるわけでございます。

続きまして、第3条でございます。これは、収益的収入及び支出と申しまして、本年度の営業活動をあらわす会計でございます。収入、支出でございます。

収入につきましては、中ほど収入の合計額を申し上げます。16億672万9,000円を予定してございます。このうちむつ水道事業は12億7,228万7,000円、川内水道事業は1億4,335万7,000円、大畑水道事業は1億9,108万5,000円ということでございます。この営業収益につきましては、上水道、簡易水道の水道料金が主な収入でございます。

それから、営業外収益と申しますのは、簡易水道、法適で全部適用して水道事業をやっておりますけれども、この部分の営業助成金、それから一般会計からの負担金が主なものでございます。

支出でございますが、水道事業、収益的支出の合計は15億6,602万3,000円でございます。むつ水道事業が12億4,208万6,000円、川内水道事業が1億4,064万5,000円、大畑水道事業が1億8,329万2,000円ということでございまして、この結果、収入が4,070万6,000円ほどの残となりまして、収益が残るという予定でございます。

この説明につきましては、大変恐縮でございますけれども、5ページから8ページに項目説明してございますので、ごらんをいただきたいと存じます。

次のページへまいります。2ページでございますが、これは資本的収入及び支出と申しまして、本年度資本投下した費用を後年度分、減価償却をしていきながら返していくというような格好の後年度負担を、後年度へも引き継いでいく資本投下ということになるかと存じます。

まず、収入でございますが、資本的収入の合計は中ほどでございますが、6億7,047万6,000円でございます。これは、各水道事業の収益的収入のところ、1款、2款、3款となっておりますので、その合計額でございます。

支出でございますが、資本的支出は11億4,157万8,000円と、支出の方が大分多うございまして、この部分の不足する額が4億7,110万2,000円ということになるわけでございますけれども、これにつきましては第4条本文の括弧書きがございます。次のとおり定めると書いてございますが、このところに資本的支出に対して不足する額4億7,110万2,000円は、当年度分の消費税及び地方消費税、資本的収支調整額2,150万8,000円、過年度分損益勘定留保資金3億7,565万8,000円、当年度分の損益勘定留保資金3,153万2,000円、減債積立金3,353万6,000円及び建設改良積立金の取り崩しでございますが、886万8,000円で補てんする予定といたしてございます。

次に、3ページの企業債でございます。企業債につきましては、むつ、川内、大畑、水道事業それぞれ資本の支出を予定してございますが、その起債の借入額と起債の借り入れの条件をそこに定めたものでございます。

続きまして、一時借入金、第6条でございますが、一時借入金の限度額は4億3,300万円ということで定めさせていただいております。これにつきましては、起債の予定額、上の企業債の額すべてでございますが、3億8,710万円と、それに予算書の中で修繕費、あちこちの分を足してまいりますと4,590万円出てまいります。これを足した額が4億3,300万円。これは、起債が3月の末に入ってくるということで一時立てかえをしなければならない状況が発生した場合に借り入れをするという予定にしているものでございます。ただ、むつ水道事業につきましては、これまでもこの借り入れ実績はございませんし、今回会計を統合いたしました。あえて借り入れする予定はないものという財政状況でございますが、一応次善の策ということで第6条に定めさせていただいております。

それから、第7条の議会の議決を経なければ利用することのできない経費といたしましては、職員給与費と公債費を定めてございます。

それから、他会計からの補助金ということで、一般会計からこの会計に補助を受けてございますが、この金額は7,170万円ということで予定いたしました。これにつきましては、むつ水道事業が1,632万8,000円、川内水道事業

が5,285万7,000円、大畑水道事業が251万5,000円という予定でございます。川内地区の部分につきましては、簡易水道の1戸当たりの、1戸当たりと申しますか、簡易水道の数が余計でございます、このような額になるということでご了承いただきたいと思ひます。

最後に、第9条でございますが、たな卸資産の購入限度額2,050万円と定めてございますが、水道事業会計のたな卸資産と申しますのは水道のメーターでございます。量水器の購入費ということでご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで議案第162号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） これで討論を終了いたします。

これより議案第162号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、議案第162号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の審査経過報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。そのように決定いたします。

以上をもちまして予算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 6時20分 閉会）

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

委員長 佐々木 肇